

令和元年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年10月29日(火) 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	新橋	実 君	副委員長	仮屋	国治 君
委員	山田	龍治 君	委員	久保	史睦 君
委員	宮田	竜二 君	委員	鈴木	てるみ 君
委員	平原	志保 君	委員	木野田	誠 君
委員	松元	深 君	委員	池田	綱雄 君
委員	蔵原	勇 君	委員	宮内	博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡	千弘 君	建設政策課長	川路	和幸 君
建設施設管理課長	園畑	精一 君	土木課長	西元	剛 君
建築住宅課長	侍園	賢二 君	建築指導課長	谷口	比寿志 君
都市計画課長	三島	由起博 君	区画整理課長	馬渡	孝誠 君
建築住宅課長補佐	柰田	信幸 君	建築指導課長補佐	逆瀬川	修 君
都市計画課長補佐	小松	弘明 君	建設政策課主幹	笛田	純一 君
建設政策課主幹	八ヶ代	秋吉 君	建設施設管理課主幹	養田	健 君
建設施設管理課主幹	山元	辰実 君	土木課主幹	秋窪	達郎 君
土木課主幹	八重山	純一 君	建築住宅課主幹	末永	明弘 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野	浩二 君	区画整理課主幹	赤塚	裕樹 君
区画整理課主幹	今村	伸也 君	溝辺総合支所市民生活課主幹	八反田	竜一 君
建設施設管理課道路管理G長	尾辻	善尋 君	土木課道路整備第2G長	立山	和幸 君
建築住宅課住宅G長	和田	清仁 君	建築指導課建築指導G長	中澤	クミ子 君
建設施設管理課道路維持第2G長	和田	清仁 君	都市計画課都市整備G長	深迫	康幸 君
建設施設管理課公園管理Gサブリーダー	桑幡	孝志 君	土木課河川港湾Gサブリーダー	前田	裕明 君
都市計画課都市計画Gサブリーダー	濱川	吉博 君	建設政策課政策G主査	米元	利貴 君
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	仮屋園	修 君	霧島総合支所市民生活課主幹	松元	政和 君
霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリーダー	冷水	辰雄 君			
上下水道部長	柿木	安長 君	上下水道部参事兼水道管理課長	坂之上	浩幸 君
水道工務課長	上小園	伸一 君	下水道課長	池之上	淳 君
水道管理課主幹	川畑	信司 君	水道管理課主幹	田之上	博 君
水道工務課主幹	下村	英明 君	下水道課主幹	池田	康一郎 君
水道工務課工務第1G長	丸山	省吾 君	水道工務課工務第2G長	小濱	健一 君
下水道課工務G長	安田	善郎 君	水道管理課水道政策Gサブリーダー	藤田	守孝 君
水道工務課工務第2Gサブリーダー	深水	孝志 君	下水道課下水道業務Gサブリーダー	瀧間	宏 君
下水道課工務Gサブリーダー	米松	勝利 君	水道管理課水道業務G主査	渡部	司 君
水道管理課水道政策G主任主事	函師	聖士 君			

5 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	松枝	正浩 君	議員	植山	利博 君
----	----	------	----	----	------

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会への付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成30年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成30年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成30年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について

議案第79号 平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

議案第80号 平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

議案第81号 平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

議案第82号 平成30年度霧島市病院事業会計決算認定について

議案第83号 平成30年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（新橋 実君）

ただいまより決算特別委員会を開会します。本日の次第書にある審査に入ります前に、先日の病院事業会計決算の審査において質疑のありました件について、発言を求められておりますので許可します。

○健康増進課長（林 康治君）

10月21日に決算審査をしていただきました霧島市病院事業会計決算認定について、御質問がありました2件について回答いたします。1点目は、仮屋委員からの御質問で、病院事業会計の決算参考資料の15ページ、霧島市立医師会医療センター残高試算表の医業費用の謝金3,500万778円の内訳は大きく二つに分けられ、一つ目は夜間診療部分の謝金であり、3,046万円となっております。医療センターでは始良地区医師会の協力により平日が23時まで、休日が22時まで、年間365日、内科と小児科の夜間救急診療を行っております。この診療については、内科と小児科、それぞれ始良地区医師会会員の医師の交代で行っていただいております。この謝金を医業費用から支出しているものであります。二つ目は、医療センターの医師、看護師向けの研修会や市民向けの健康講座等に鹿児島大学病院や県外から講師を招いており、講師謝金の合計が454万778円でございます。以上合わせて3,500万778円になります。先日の答弁が誤ってございましたことを深くお詫び申し上げます。次に、委員外議員からありました医療センターの紹介率についての御質問にお答えします。過去3年分の外来患者の紹介率につきましては、平成28年度が72.3%、平成29年度が76.1%、平成30年度が78.9%でございます。

○副委員長（仮屋国治君）

御答弁ありがとうございました。夜間診療の1回分の謝金はいかほどか把握していらっしゃいますか。

○健康増進課長（林 康治君）

平日と休日と単価が異なるのですけれど、平日の場合、4万円ほどでございます。

△ 議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

それでは、審査に入ります。議案第71号、平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、建設部の総括説明を致します。決算書の112から113ページ、土木費の予算現額の総額51億4,225万244円、支出済額45億161万7,430円、翌年度への繰越額6億804万3,000円、不用額3,258万9,814円であります。なお、この土木費の中には、総務部工事契約検査課に關係する費用も含まれております。決算書の152から153ページ、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は予算現額2億2,801万6,000円で、支出済額1億8,001万220円、翌年度への繰越額1,313万円、不用額3,487万5,780円であります。主なものは、土木施設・住宅施設の災害復旧に係る費用であります。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○建設政策課長（川路和幸君）

建設政策課分につきまして、御説明いたします。主要な施策の成果につきましては90ページ、決算書につきましては112ページから117ページでございます。土木総務費の未登記整備事業につきましては、合併後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことなどが判明しましたので、外部への業務委託により、土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。平成30年度の成果と致しましては、土地調査20件のほか、前年度までの測量済箇所や当年度に測量を行い作成した登記書類に基づき、21筆の未登記を処理し、私権の設定等を防止できたことにより、公有財産の適正な管理が図られました。以上で、建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

続きまして、建設施設管理課分につきまして御説明いたします。平成30年度決算に係る主要な施策の成果について御説明いたします。主要な施策の成果については91ページから96ページ。決算書については114ページから117ページ、124ページから125ページ、152ページから153ページでございます。まず、主要な施策の成果につきましては91ページ、決算書につきましては114ページから117ページでございます。土木総務費では、道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた道路の台帳補正と橋梁台帳整備などに、委託料472万3,920円を執行し、道路台帳と橋梁台帳の整備が整いました。これにより交付税の基礎となる道路数値や道路台帳図補正データ更新ができ、システムによる市道確認が容易になり許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果につきましては92ページから94ページ、決算書につきましては116ページから117ページでございます。道路橋梁維持費の道路維持改良事業では、委託料として444万6,360円で、市道惣陣平線など11件の測量設計を行いました。工事請負費では、4,683万592円で市道土地改良区19号線など7件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。公有財産購入費に1,543万8,731円、補償補填及び賠償金14万6,986円を執行し工事箇所の用地を確保しました。道路維持管理事業では、修繕料1億8,695万8,168円で道路の舗装や側溝などの修繕を569か所行いました。また、委託料9,134万8,884円で道路管理業務、草払い、街路樹管理などを委託し、通行の安全や危険防止が図られるなど地域住民の要望に応えることができました。橋梁長寿命化修繕事業では、委託料2,888万2,488円で福ノ川橋など7件の橋梁補修設計業務の委託、また、工事請負費2億4,321万8,000円のうち繰越1億4,249万2,000円で8件を執行し、八幡橋など6橋の修繕が完了したことで、橋梁

長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。道路アダプト制度事業では、平成30年度に4団体が脱退したものの、10団体の新規登録があり合計64団体72路線約58kmで活動をしていただきました。これにより主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。道路施設防災安全対策事業では、委託料299万7,000円で市道上之段～口輪野線など2件の法面補修等の測量設計業務を委託、また工事請負費2,429万8,200円で、水路蓋掛け工事2件、法面補修工事1件を執行し、水路の蓋掛けによる歩道空間の整備、法面補修や舗装を実施したことで、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。公有財産購入費に31万2,300円、補償補填及び賠償金3万3,504円を執行し工事箇所用地を確保しました。次に、主要な施策の成果につきましては95ページ決算書につきましては124ページから125ページでございます。公園費の公園改修事業では、来年度、丸岡公園緑地広場においてグラウンドゴルフ鹿児島国体の公開競技が開催されるため、駐車場整備や本部席の増設等工事が完了し利便性の向上が図られました。さらに、運動広場も駐車場整備や老朽化により使用できなかった遊具の交換改修も完了し、安心安全に利用することができるようになりました。城山公園においては、長年使用禁止としていたパターゴルフ場横の便所を更新し、また、パターゴルフ場も一部改修し快適な利用が可能となりました。公園管理事務事業、都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業では、指定管理者制度や管理業務委託による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場としての利用しやすい公園を提供できました。次に、主要な施策の成果につきましては96ページ、決算書につきましては152ページから153ページでございます。土木施設災害復旧費の道路施設災害復旧事業では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去などの早急な対応により、道路の通行開放が図られました。また、公園施設災害復旧事業では台風による倒木除去など、早急な対応を実施しました。以上で、建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（西元 剛君）

続きまして、土木課分につきましては、御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては97ページ、決算書について118ページから119ページでございます。道路新設改良費につきましては、具体的措置として、委託料2,240万424円で落水中線測量設計業務委託など14件うち繰越2件、工事請負費2億7,118万8,000円で川跡～新川線など15件うち繰越5件、また、工事に係る公有財産購入費835万7,112円、補償補填及び賠償金2,972万8,624円を執行いたしました。なお、地区別では国分地区で上之段～塚脇線外7路線、溝辺地区で新香線の1路線、横川地区で城山2号線外2路線、牧園地区で三体堂線の1路線、霧島地区で泉水～市後柄線の1路線、福山地区で池田～財部線外2路線、合わせて17路線の事業を行っております。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果については98ページ、決算書につきましては118ページから119ページでございます。幹線市道整備事業費につきましては、具体的措置として、委託料582万3,884円で、川跡～有下線物件調査業務委託など7件、工事請負費6,741万8,000円で、住吉東線など5件うち繰越2件、また、工事に係る公有財産購入費250万1,327円、補償補填及び賠償金3,716万3,678円を執行いたしました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線の1路線、隼人地区で住吉東線の1路線、溝辺地区で馬立～北原線外1路線、合わせて4路線の事業を行っております。成果として、論地通り1号線及び馬立～北原線並びに住吉東線の工事や川跡～有下線及び馬立～北原線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果は99ページ、決算書は118ページから121ページでございます。河川管理費につきましては、具体的措置として、委託料4,303万7,820円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採を実施したほか、県単急傾斜地崩壊対策事業隼人瀬戸口地区の測量設計業務を執行しました。また、総合治水対策事業においては、霧島市雨水管

理総合計画策定業務委託を執行し、浸水対策区域や施設整備の方針等基本的な事項が策定できました。工事請負費2億1,531万3,600円は、県単急傾斜地崩壊対策工事溝上地区ほか2件うち繰越1件を執行し、急傾斜地の崩壊防止による住民の安全が図られ、また、総合治水対策事業においては国分中央地区ほか3件うち繰越1件を執行し、浸水対策の事業推進が図られました。公有財産購入費3,275万6,217円は、雨水管理総合計画に基づく排水機場に必要な隼人町姫城地区、内地区の用地7件うち1件繰越を取得しました。補償補填及び賠償金2,268万3,601円は、雨水管理総合計画に基づく隼人町姫城地区、内地区における立木・建物補償4件うち2件繰越を実施しました。負担金補助及び交付金3,740万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など9件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しております。次に、主要な施策の成果は100ページ、決算書は120ページから121ページでございます。港湾管理費につきましては、具体的措置として、委託料47万1,408円で隼人港の防潮扉管理委託及び福山港緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民が快適に施設利用できました。負担金補助及び交付金37万2,000円は、県営事業により福山港防波堤の延命化と防潮施設の整備が行われ、市の負担金として支出しております。次に、主要な施策の成果は100ページ、決算書は152ページから153ページでございます。土木施設災害復旧費の河川施設災害につきましては、工事請負費228万5,000円で繰越事業により柚木川河川災害復旧工事1件を執行し、被災箇所の復旧により二次災害が防止され市民生活の安全が図られました。以上で、土木課分の説明を終わります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

続きまして、建築住宅課分につきまして説明します。まず、主要な施策の成果につきましては101ページ、決算書につきましては124ページから127ページです。住宅管理費の市営住宅維持管理事業の現状としましては、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などを求められています。管理戸数は平成30年度末で、市営住宅4,153戸、準公営住宅8戸、特公賃住宅177戸、そして単独住宅233戸の合計4,571戸です。老朽化に伴う解体による減と霧島地区の田口団地2号棟4戸の建設による増で、昨年度と比較し17戸の減となっています。施策の方向としましては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するために住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置としましては、委託で主なものは、法に基づくエレベータ保守点検委託、消防設備保守点検委託、樹木剪定委託、室内等の清掃委託など417件で、額は3,047万3,608円です。修繕料は、退去時修繕、漏水、消耗に伴う部品の交換など1,398件で、額は1億2,135万5,642円です。工事請負費は、隼人地区の菩提寺団地駐車場整備工事で、額は621万2,000円です。続いて、主要な施策の成果につきましては102ページ、決算書につきましては同じく124ページから127ページです。市営住宅改善事業は、委託料としまして、外壁改修工事の設計業務委託など4件で、額は717万2,928円です。外壁改修工事は国分地区の大野原団地2号棟が1件、3点給湯などの工事を行う個別改善工事は大野原団地2号棟で4件、電源改修工事は国分地区の重久団地8～11号棟で2件、額は1億3,949万9,440円です。次に、老朽住宅除去事業は、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、設計業務委託が1件で、額は183万6,000円、工事が9件で、額は2,409万3,800円です。そして用途廃止住宅の移転補償費は25件分で、427万5,000円です。続いて、主要な施策の成果につきましては103ページ、決算書につきましては同じく124ページから127ページです。市営住宅浄化槽改善事業は、汲取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への改修を行うもので、溝辺地区の第二陵南団地浄化槽改修工事を行いました。額は、2,025万円です。次に、主要な施策の成果につきましては同じく103ページ、決算書につきましては126ページから127ページです。住宅建設費の市営住宅等建替事業は、老朽化した市営住宅等の建替を行うもので、霧島地区の田口団地2号棟4戸を建設しました。委託料としまして、工事監理業務委託など3件で、額は345万3,000円です。建設工事は3件で、額は7,721万928円です。続いて、主要な

施策の成果につきましては同じく103ページ、決算書につきましては152ページから153ページです。住宅施設災害復旧費の住宅施設災害復旧事業は、台風により、国分地区の名波ハイタウン24号棟のエレベータが冠水したことに伴う復旧修繕で、額が594万円です。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく103ページ、決算書につきましては114ページから117ページです。土木総務費のうち、省エネモデル住宅管理事業は、平成24年にオープンし、約7年が経過しました。平成30年度の省エネモデル住宅の来館者数は9,403名であり、見学者から「住宅の新築や改修の際は、省エネ設備を採り入れたい」という意見もあり、省エネや環境への関心を高めることができました。続いて、主要な施策の成果につきましては104ページ、決算書につきましては26ページから27ページです。住宅管理費の住宅使用料収納事務は、現年度分は調定額7億2,770万1,200円に対し、収入が7億2,528万7,600円で徴収率99.67%です。過年度分は調定額1億4,801万7,705円に対し、収入が562万2,820円で徴収率3.80%です。具体的取組としまして、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでいます。また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく104ページ、決算書につきましては54ページから55ページでございます。住宅新築資金等貸付事業は、現年度分は調定額118万3,464円に対し、収入が118万3,464円で徴収率100%です。過年度分は調定額2億7,993万8,611円に対し、収入が210万2,840円で徴収率0.75%です。戸別訪問を行い粘り強く交渉した結果、少額ではありますが定期的に納入するようになってきていますので、引き続き長期滞納者を中心に粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めていきます。以上で、建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

続きまして、建築指導課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果につきましては105ページ、決算書につきましては116から117ページでございます。建築確認審査業務等については、建築基準法に基づく建築確認などの建築物に係る法令に基づく審査や検査等のほか、建築物の敷地が接する道路や崖の取扱いなどの相談対応、違反指導など法令に基づく指導・啓発等を実施しております。具体的な取組と致しましては、平成30年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について228件の審査と、同じく工事完了検査の申請について238件の検査を実施いたしました。そのほか、共同住宅の建築主等と事前協議を行う共同住宅等建築計画書など市条例に基づく申請に対する審査等を行いました。また、窓口での相談対応において、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行うとともに、違反建築の防止を図るため、定期的なパトロールを実施しました。さらに、工事完了段階での法令適合確認を徹底するため、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。成果と致しましては、市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適格な事務処理が図られ、また、完了検査受検率の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないよう共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。建築物耐震改修促進事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組と致しましては、木造住宅の耐震改修工事の補助を1件行い、ホテル等の大規模建築物の1棟について、耐震補強設計及び耐震改修工事の補助を行いました。成果と致しましては、市で開催する消防フェスタに参加し、地震に関する広報活動に努めたことにより、多くの市民に対し、建築物の耐震について理解を深めてもらうなど、啓発を行うことができました。また、安全性を確保しようとする大規模建築物の建築主に対し、耐震改修工事の費用の一部を助成したが、繰り越しはしたものの、令和元年度内の完了を目指し、耐震改修工事を実施する流れをつくることができました。空家等対策事業については、適正に管理されていない空家が周囲に悪影響を及ぼすケースの増加などを受け、空家等対策の推進に関する特別措置

法に基づき、空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、霧島市における空家対策を総合的に実施するための庁内連携の取りまとめ等を行うものです。具体的な取組と致しましては、平成30年度は市民からの相談や通報があった41件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。また、これまでに調査等を行った136件の空家については、その後の現状確認などを行い、フォローアップも行ない、所有者に対し、引き続き空家の現状や周辺的生活環境にどのような悪影響をもたらすかなどを示した上で、改善に至るまで働きかけを行っております。成果と致しましては、所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、これまでに72件が改善されたところです。以上で、建築指導課分の説明を終わります。

○都市計画課長（三島由起博君）

続きまして、都市計画課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果につきましては106ページから107ページ、決算書につきましては120ページから125ページでございます。まず、主要な施策の成果106ページ、決算書では120ページから123ページでございます。都市計画総務費の具体的措置として、都市計画法第18条の2の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針を定める霧島市都市計画マスタープランの策定に向けた業務委託を行い、現行都市計画マスタープランの振り返りや課題の整理及び市民アンケートを実施し、次年度策定に向けての方針、方向性を確認することができました。また、交通実態調査の実施により市街地部の渋滞対策や広域的な交通体系の検討を行い中長期的な今後の道路整備の基本的な方針を取りまとめるための業務委託を行い、交通課題の整理や目指すべき都市交通の将来像と実現に向けた施策の方向性を定めることができました。次に、主要な施策の成果106ページから107ページ、決算書では122ページから125ページでございます。街路事業費のまち交街路整備事業（国分中央）の具体的措置として、町の下2号線につきましては、道路整備工事を延長126メートル実施し、通行の安全性を確保することができました。また、川跡地区道路につきましては、歩道整備工事により、延長65メートルの排水工事と舗装工事の進捗を図りました。続きまして、街路整備事業の具体的措置として、新川北線につきましては、歩道舗装工事を延長56メートル実施し、通行の安全性を確保することができました。日当山線につきましては、事業用地の取得等を行いました。犬迫馬場線につきましては、用地や建物等の調査を行い、用地及び建物等補償の交渉準備を進めることができました。また、山崎線につきましては、橋梁の橋脚1基及び橋台1基を整備するとともに、橋梁の上部工事に着手しました。最後に、主要な施策の成果107ページ、決算書では124ページから125ページでございます。公園費の公園整備事業では、市民が身近に利用できる憩いや健康づくりの場を確保するための具体的措置として、溝辺の麓第一土地区画整理事業区域内の麓1号公園を整備し、供用開始しました。以上で、都市計画課分の説明を終わります。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

続きまして、区画整理課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果は108ページから110ページ、決算書は122ページから123ページになります。まず、主要な施策の成果につきましては108ページ、決算書につきましては122ページから123ページでございます。住宅市街地総合整備事業では、委託料1件、42万6,600円、公有財産購入費1件、403万9,374円、補償補填及び賠償金1件、220万3,573円を執行しました。事業も終盤になり、交渉等で困難な案件のうち1件が解決しました。平成30年度に老朽建築物の購入と除却工事設計まで執行し、翌年度繰越にはなりましたが、除却工事につなげることができました。平成30年度末の事業費ベースの進捗率は90.8%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては108ページ、決算書につきましては122ページから123ページでございます。麓第一土地区画整理事業では委託料2件、2,062万8,000円、工事請負費10件、8,964万200円を執行しております。街区整地工事、区画道路工事と並行して確定測量を行い、事業終盤に向け

て前進しました。仮換地指定率は100%、事業費進捗率は平成30年度末の事業費ベースで97.6%、保留地販売は63.8%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては109ページ、決算書につきましては122ページから123ページでございます。浜之市土地区画整理事業では、委託料7件、2,410万3,560円、工事請負費8件うち繰越3件、9,048万6,200円、補償補填及び賠償金4件、8,967万4,832円を執行しました。直接施行の実施によって、国道10号の整備に係る長年の懸案のひとつが解消され、翌年度以降に向けて事業が前進しました。また、建物調査や国道10号函渠工仮設設計の委託、街区整地、道路整備、水路整備等の工事により、事業の進捗が図られ、高額な移転補償についても1件完了しました。仮換地指定率は100%、事業進捗率は事業計画変更が認められましたので、平成30年度末の事業費ベースで86.9%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては110ページ、決算書につきましては122ページから123ページでございます。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料4件うち繰越2件、1,095万5,520円、工事請負費1件、976万3,200円、補償補填及び賠償金13件うち繰越11件、9,023万6,739円を執行しました。業務委託により、基本設計変更を行うことや、移転交渉をするための資料を作成することができました。また、特殊道路整備工事を進めることができ、さらに、建物等の補償により、支障物件の撤去を行うことができました。平成30年度末の仮換地指定率は61.2%、事業費ベースの進捗率は36.7%となりました。以上のことから、本区域における良好な宅地の整備に向けて事業が推進されました。以上で、説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

昨日も正誤表が配られまして、多くの間違いが訂正されたところですけど、今日は更にそれを上回る正誤表が出されております。それぞれ担当課長からお詫びの言葉は頂きましたけれども、十分精査をする暇がないわけですけど、なぜこんな間違いが起こるのかなというのが、一つは請負業者の名前がシルバー人材センターで出していたものは三友設計企業体だったと、そんなのがありますけれども、何か所かそういうのが見られますよね。事業所の名前が違っていると。なぜこんなことが起こるのかなという感じです。それで前に頂いた資料はどこの部分が正しかったのかが分からなくなるという。工事請負金額のところでも多くの訂正が出されておりますけれども、その辺をどんなふうに精査された結果、こういうことに気付いて、今後どういうふうにしなければいけないかというようなことを部内でどんな議論をしたのか。そして来年度に向けて、こういう間違いが起こらないような対策をどういうふうにとるのかということをまず、冒頭お聴きをしておきます。

○土木課長（猿渡千弘君）

今、委員が言われましたように、非常に多くの訂正箇所があったこと改めてお詫び申し上げます。間違いというのが、チェック体制が非常に手薄になっているのかなというふうに考えております。今後はチェックの体制を1人ではなく2人、3人とかけて、今後修正等がないように努力してまいります。

○委員（宮内 博君）

人間がやることですから当然間違いは起こりうる。それをいかに少なくするかというのは、大変大事だというふうに思いますので、ぜひとも来年はこういうことがないようによろしくお願いしたいと思います。それでまず90ページの、土木総務費の関係からお尋ねしたいと思います。市に所有権の移転が完了した筆数が21筆ということでの成果が示されたところでもありますけれども、予算審査の段階でもこの件については議論をしたんですよね。それで、平成29年度末で残りが429筆あると。大体20年ぐらい掛かるのではないかという、そんなやり取りがされた経過があるんですが、かなり未登記の原因が精査されて、帳簿などが残存しないというような事態もあったということですが、21件の所有権移転が完了して、残り何件の未登記が残されているのか。当初予算で議論したよ

うに20年掛けないとできないというようなことにその後もなっているのか。その辺をまずお知らせいただけませんか。

○建設政策課長（川路和幸君）

建設政策課で把握しております建設部所管の未登記の件数は784筆で、これを平成29年度までに359筆の処理を終えております。そして平成30年度においては、21筆の処理を行ったほか、まだ未処理の筆を精査して、9筆の重複が判明しましたので、平成30年度末の未登記の筆数は395筆となっております。もう一点の、今年度21筆ということで、まだ相当年数が掛かるのではなかろうかというような御質問ですが、未登記の処理につきましては、現在、用地グループで行っていますけれども、職員3名と嘱託職員1名の計4名で行っております。職員3名は、道路整備に係る用地取得から登記申請までの業務に従事しながら未登記処理を行っておりますので、多くの未登記処理を行うことが非常に難しい状況でございます。このようなことから、現在、毎年度との未登記の処理目標件数を20筆程度としているところでございます。今後も今申し上げましたようなことから、同様の考え方で毎年度20筆程度を処理していくと考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

正誤表で、施策の結果の105ページと106ページを見ているんですが、違いが見つけれませんから口頭で教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回提出いたしました正誤表につきまして、建築指導課分につきましては、105ページの後段、空き家等対策事業になります。これについて、平成30年度の具体的措置というところの22行目になります。下から5行目、これまでに指導等を行った208件の空き家についてというところですが、この108件というのが136件に訂正をお願いします。

○委員（木野田誠君）

できましたら新しいほうに下線を引くぐらいのことはしていただければ分かりやすいかなと思います。土木課長にお伺いします。過疎対策事業と辺地対策事業があるわけですが、平成30年度に過疎対策を使われて造られた道路とそれから辺地を使って造られた道路がありましたら、細かく教えてください。

○土木課長（西元 剛君）

平成30年度の過疎対策事業と辺地対策事業でございますけれども、辺地につきましては、国分の口輪野～永迫線、国分の上之段～塚脇線、霧島の泉水～市後柄線、横川の横川～山ヶ野線、溝辺の新香線でございます。過疎対策事業につきましては、横川の城山2号線、同じく横川の今村～葛原線、牧園の三体堂線、福山の平野線、以上でございます。

○委員（木野田誠君）

過疎対策は令和3年に見直しでしたか。先のことですが、その辺について希望はどういうふうに課長自身で思っているのか。部長でもいいですけども、お願いします。

○土木課長（西元 剛君）

過疎対策事業につきましては、起債100%充当ということで非常に有利な事業でもございますので、今後もこういう起債事業を継続していきたいという希望は持っております。

○建設部長（猿渡千弘君）

過疎対策事業につきましては、地域が限られておりまして、横川地区、牧園地区、福山地区の3地区でございます。過疎計画に基づいて整備を進めてまいりますけれども、起債事業でありまして100%充当ではございますけれども、起債枠等もございますので、その地区ごとの優先順位とかを考慮しながら、今後も整備を続けていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

もちろん継続してやっていただきたいというのは我々もいっしょなんですけれども、この過疎の今言われた地域そのものが限定されているということで、過疎のない旧市町もあるわけなんですけれども、その辺の拡大を我々は非常に望んではいらんですけれども、それと辺地債も、例えば同じ町の中で使える場所と使えない場所がある。この辺の拡大というのは、果たして可能なものかどうか、お答えできたらよろしくをお願いします。

○土木課主幹（秋窪達郎君）

過疎地域につきましては、国の指定に基づき、先ほど部長のほうからもありましたように、現在、横川、牧園、福山の3地区に限られておまして、これをほかの地区に拡大するということは困難かというふうに認識しております。辺地地域につきましても、辺地の中心地からの辺地の計算に基づく辺地地域の設定ということになっておりますので、こちらにつきましてもほかに広げることは困難かと思っております。地形とか社会の情勢等が変わってくれば、新たに辺地区域になる可能性はないといえませんが、現在のところ難しいというのが見解でございます。

○建設部長（猿渡千弘君）

補足になるか分かりませんが、過疎地域につきましては、霧島も以前、過疎地域になっておりましたけれども、それが外れたということで、詳細ははっきり覚えていないんですけれども、人口とかいろいろな条件があるということで、それがクリアできなくなって外れたというふうに聴いております。それから辺地対策については、地域格差を是正するために、例えばその集落で病院や学校までの距離とか、いろいろな条件で点数を付けまして、そういった点数がクリアできると、その地域が辺地対策地域になりますので、是正するための道路とかいろいろな取組ができるということになっております。

○委員長（新橋 実君）

休憩します。

「休憩 午前 9時58分」

「再開 午前10時00分」

○委員長（新橋 実君）

再開します。

○委員（木野田誠君）

過疎法にしても辺地債にしても、時代の状況に応じていろいろと地域も変わってくると思いますので、そこ辺りに対応を素早くして、いろいろとまた中央に申し上げるべきことは、申し上げていただいて、改善を図っていただきたいというふうに思います。どうかよろしくをお願いします。

○委員（蔵原 勇君）

土木課の道路維持のほうに、平成30年度に関わる部分も若干ある関係で、お尋ねをします。広大な市道のパトロール、あるいは点検。これはどのようにして実施されているのかお聞きかせください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

パトロールにつきましては、シルバー人材センターと修繕委託契約を結んでおります。各地区のシルバーの方が修繕、ポット補修、危ない場所の草刈りなど、周りながら月1回は各地区の市道をパトロールしてもらっています。それとまた職員も現場に出た際は、ルートを変えながら見るほか、グループウェア等で職員にも、ポットなどに気付いたら連絡くださいとお願いしております。

○委員（蔵原 勇君）

見かけるのが、道路のひび割れとか、穴ぼことか、道路状況により草や雑木が道路のほうに倒れていると。この状況をよく見かけるのですけれども、自治会から要望のない箇所とか、市道の中で

そういうところはどのような点検をされていますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

自治会から要望のない場所については、私たちも通りながら気付けばよいのですが、やはり通報がないと気付かない所が多々あります。通報があれば即対応しているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

集落と集落の間の自治会の少世帯のところをこの前も見たのですけれど、どうするのですかと聴けば、1年交代の自治会長が市のほうに言うのだけれど、なかなか予算の関係でと言われて、まだ整備ができていないということも聴いたのですよ。そういう中で、国分霧島線ですっと前、私も目受けたのですけれど、県道60号線ですが、ここについては図面において説明しましたけれども、県道があって、市道があって、市道よりの中央に水道の仕切弁というのは20から25cmだと思われますけれど、あるいは50cmぐらいの大きいものもありますね。そこに段差があって穴が空いているのですよ。ずっと見ていたが補修されないものですから、今朝ほど所管課の方に御相談したのですけれど、まずは現地を見ていただいて、早急な処置をしていただければ、大変危険度もあるわけですので、対応していただきたいと思うのですけれど、課長、どうですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

朝一番に伺いまして、ありがとうございます。早速職員も見に行っていますので、対応させていただきますと思っています。

○委員（蔵原 勇君）

今日の今日では無理がありますが、決算委員会が終わった数日後に現地を見ていただきたいのですが。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

状況を見ないと分らないこともございますが、マンホールだけで済むのであれば、その所管課もございますので、そちらと協議しながら。それより広い範囲でしないといけない場合などがあると思います。そのときは、こちらのほうでも早急に対応していきたいと思います。

○委員（蔵原 勇君）

終わりにもう一点言っておきますが、あの場合は水道の所管課なのか、それとも市道の所管課なのか、どちらですか。穴の状況にもよりますけれど、結構割れていけば足が引っかかりますよ。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

マンホールそのものが下がらず、舗装だけが下がる場合は、その占用されている水道やNTTなどがあり、そちらのほうの修繕になります。全体的に下がっている場合は地盤が悪くなれば、うちのほうでも対応しないといけないと思います。状況に応じてです。

○委員（宮内 博君）

施設管理課の所管の関係でお尋ねします。道路維持管理の修繕等に569件対応したということで報告されているのですけれども。今、蔵原委員からありましたが、私どもが身近な生活道路で気付いたり、あるいは要望を受けたりというようなことで、要請いたしますと、まずまちづくり計画のほうに載せていただくようにと、こういうふうに言われるのです。それで明らかに老朽化が進んでいたりしている所でも、そういうふうに言われたりするものだから。実際にそういう通報を受けて、明らかにその危険度が高いと。明らかに通行への支障があるというようなことで。まちづくり計画には載っていないけれども、市として対応を急いでやったというものが、569件の中でまちづくり計画の中にあつたものが何件、それ以外で対応したものが何件、集計されていけば報告いただけませんか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

修繕につきましては、569件実施しておりますが、そのうちまちづくり計画分につきましては98

件を対応しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、470件ぐらひは市独自の判断で危険度が高いということ判断して対応したということだろうと思いますが、それは私もよく単車で走り回るのであります。穴ぼこなんか気付いたときにはすぐ連絡するのですよ。ですから最も市民の皆さんに身近な道路の整備をする事業ですから、大変この忙しいというふうに思うのですけれども、その対応の仕方をやっぱり独自判断をしてやるというのは必要だろうというふうに思いますけれども、例えば路面の改修等で一定区間整備をしなければいけないとか。そういうものもこの中に大分入っているという理解でよろしいのですか。先ほどあったように、穴ぼこであったり、ひび割れであったり、簡易な案件とは別に、そういう対応を市独自で危険度を判断して施工したというようなものも分類されているのでしょうか。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

今の委員の御質問についてですが、471件につきましては、まちづくり計画以外で実施しております。その中には今、委員が言われた、穴ぼこ補修等で、補修をしても対応ができない部分について、道路管理者のほうで判断して舗装している部分もあるところであります。

○委員（宮内 博君）

確かにまちづくり計画も、地域の方たちが知恵を集めて優先度を特定して、お願いするというところで、それはそれで大事だと思うのですけれども、それ以外にやっぱり専門家の集団で集まって議論をするという自治会ではありませんので、やはりそういう面では多くの目につかない部分というものもあったりするわけですよ。ですから、ぜひそういうところ補完できるような形で市のほうとしても、きっちり点検がなされて、危険度のない整備が進むように対応していただきたいということは、しっかり申し上げておきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

今の関連ですけれども、雨が降った次の日は大変な穴ぼこがあると思います。連絡すればすぐに補修していただくわけですが、本当に大変だろうと思います。そういう中で、国分西小学校から国道10号に向けて郵便局があって、国道との間、しょっちゅう穴ぼこがあるのですよね。五、六年前からまた自分で言えばいいのに私のところに、また穴が空いているよと言ってくるわけです。その都度言えば、すぐに直してくれるのですけれども、交通量が多いから穴が空くのですよね。何とかオーバーレイができないかと思ったら、最近電話が来ないと思って行ってみたら、綺麗にオーバーレイをしてありました。今ほっとしているところですが、穴ぼこにアスファルトを埋めるだけでは、交通量が多い所はすぐ何日もしないうちに元通りになると思うのですよ。そういうところは、四角に切って下からやり直すなどの修理の工夫、そういうやり方を考えたほうがいいのかと、これは要望しておきます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今の委員の意見も参考にはしたいのですが、切って補修となれば、緊急な対応も難しいし、金額も大分上がってまいります。その中でも、市内にたくさん補修すべき場所がありますので、緊急的ではございますけれども、常温合材の補修でさせていただければと思っております。

○委員（池田綱雄君）

お金は掛かるとは思いますけれども、五、六回修理をするのに、一回で済むわけですから、やはり費用対効果からいけばそっちのほうが良いのかなと思います。そして穴ぼこがそれだけ出来るということは、それだけ交通量も多いということです。自転車の方が倒れてお金を掛けるよりは、少しお金を掛けて補修したほうが良いのかなと思います。

○副委員長（仮屋国治君）

土木課の委託契約の中で、水門等の管理委託契約というものを消防団と幾つか結ばれているわけ

ですけれども。この委託契約金額の基準というのはどのように算出されていますか。

○土木課長（西元 剛君）

水門管理委託につきましては、県のほうから委託を受け、負担金を頂いて行っています。算定基準としては、県のほうから算定基準が来ますので、市のほうで特段、算定基準を定めているものではありません。

○副委員長（仮屋国治君）

例えば、天降川の水門には幾ら、清水川のここには幾らというのが県から指示されて来るということですか。

○土木課長（西元 剛君）

はい、副委員長のおっしゃるとおりでございます。

○副委員長（仮屋国治君）

県からの指示額ということであればどうしようもないかもしれませんが、実際、通常点検と管理というのは、市としてはどのように把握されていらっしゃるのか。それと、非常時の開閉を平成30年度に何か所で何回ぐらいあったのか。把握していらっしゃいましたらお示しいただきたい。

○土木課長（西元 剛君）

通常時の維持管理につきましては、維持管理日誌等も頂いておりますので、適正な管理はしていただいていると思いますけれども、渇水期ではなく出水期につきましては、月に2回とか数を増やして管理をしていただいている状況でございます。平成30年度の開閉につきましては、この前確認いたしましたところ、手籠川、天降川について、その梅雨前線豪雨があった時のみの開閉と。ただ維持管理のときには開閉については、毎回、動くかどうかという管理はしていただいております。

○副委員長（仮屋国治君）

市に金額の裁量がないということですので、どうしようもありませんけれど、ふと思いましたのは、豪雨災害になりますと、結構、日当山の辺りは出勤回数も多くて、開閉回数も多いかなと思ったりもしたものですから。通常の管理の基準と出来高での金額があればいいのかなとか思ったものですから、今申し上げたところですがけれども、県とももし話合いの余地がありましたら協議いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今の関連で確認ですけれど、審査資料の38ページになりますが、豪雨災害のために設置した水門の維持管理は、消防団に随契でやっているのですけれど、これも県が払うんでしたかね。これは旧隼人町で実施をした事業ですので、これも県だったのかなというふうに思いますけれど、そこは違うんではなかったのかなと思いますので、確認させてもらっていいですか。

○土木課長（西元 剛君）

排水機場につきましては、旧隼人町が設置した排水機場ですので、そこは市の施設ではございませんけれども、水門管理と一緒に消防団で管理をしていただいている。水門管理委託でその排水機場を管理していただいているというわけではないのですけれども、一緒に管理をしていただいているという形でございます。

○委員（宮内 博君）

それもだから県の事業で全額だったですか。

○土木課長（西元 剛君）

その排水機場につきましては、現状は、市が消防団に管理委託料をお支払いはしておりません。ただ、その水門管理委託は、水門と排水機場は何かあったときは同時作業になりますので、一緒に管理委託をしていただいている形になっております。

○委員長（新橋 実君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時19分」

「再開 午前10時20分」

○委員長（新橋 実君）

再開します。

○土木課長（西元 剛君）

土木費としては管理委託費は支払っておりませんが、隼人地域振興課の総務管理費のほうで排水機場の管理委託は支払いされています。

○委員（宮内 博君）

その基準はどうなっているのかというのが先ほどの質問だったと思いますけれど。

○土木課長（西元 剛君）

あくまでも排水機場は、先ほど言いましたように、隼人地域振興課の管理になっておりますので、そこら辺の管理委託の内容までは土木課のほうでは把握していません。

○委員（宮内 博君）

土木費のほうで、そういう説明資料として出されておりますから、そこは答弁いただいほうがよろしいのではないですか。

○委員長（新橋 実君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時21分」

「再開 午前10時22分」

○委員長（新橋 実君）

再開します。

○土木課長（西元 剛君）

県が設置しました河川の水門管理委託費は土木課のほうでお支払いをしているのですが、あくまでもこれは、県が2級河川に設置した水門の管理委託費のみになります。あと先ほど申しましたように、排水機場につきましては、隼人地域振興課の総務管理費のほうで管理委託費を払っているという状況でございます。

○委員（松元 深君）

橋梁長寿命化についてお伺いします。660ぐらいの橋があると思うのですが、それに対して橋梁調査をずっとされているのですが、橋梁調査についてはどのくらいまで進んだか、そして、今年は設計が6件できていますので、令和元年頃は6件ぐらいの工事をされるのか、これを続けていかれるのかをもう一回お伺いしたい。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

橋梁につきましては655橋あります。点検につきましては、国で義務付けられておりますが、5年ごとの点検をすることになっております。平成29年度でその5か年が終わっているところです。また今後、今年から次の5年ごとの点検になりますので、点検につきましては全橋梁、1回目については終わっているところではあります。655橋は終わっているところでございます。また新たに橋梁等ができておりますので、更に橋梁数は増えていくことと思います。それと実施につきましては、今年度6橋委託をしている状況でありますので、今後も引き続き、委託と工事と並行しながら作業を進めていく予定です。

○委員（松元 深君）

点検表を見ているのですが、修繕計画、これは660橋まで載っているんだけど、それはいいとして、判定がかなり危険な状態のものがたくさんあると思うのですが、その辺については前倒しではないといけないと思うのですが、今回の平成30年度については、そのような6橋の中には入っていないのか、これは計画どおりされたのか、お伺いいたします。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

平成30年度につきましては、計画どおり実施しているところです。橋梁につきまして判定と致しましては、1から4という評価がありますが、4につきましてはすぐ架け替えをしないといけない部分。これにつきましては、平成29年度から繰越しをしている虹の吊り橋と今城橋というのがありますけれど、それにつきましては実施済みです。それと、平成30年度の実施につきましては、判定3の橋梁について実施しているところであります。これにつきましては早目に対応してくださいというのが判定3になりますので、その部分について実施したところでございます。

○委員（松元 深君）

ということは、判定4というのはもうなくなったと。確認しておきます。

○建設施設管理課主幹（養田 健君）

判定4につきましては、橋梁数が2橋でしたので、それにつきましては実施したところでございます。

○委員長（新橋 実君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時26分」

「再開 午前10時38分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（山田龍治君）

施設管理の主要な施策の成果の95ページ、公園の管理のパターゴルフについて、改良及び修繕が終わったということで、管轄ではないかもしれないですけど、成果のほうに、快適な利用が可能になったとなっているのですが、利用者数の改善があったのかというのが一つ。もう一つは、市内公園のある箇所トイレが使えないという場所がほかにあるのかどうかお尋ねします。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

まずパターゴルフの件なのですが、一番荒れていた二ホールを改善いたしました。そして平成30年度のパターゴルフの利用者数は2,558名で、使用料金の収入が24万6,800円となっております。続きまして都市公園で現在52公園に便所が67か所あります。トイレが使えない公園が3公園ございます。

○委員（山田龍治君）

まず平成30年度のパターゴルフの利用者数が出ましたけれど、前年度と比較してどれだけ増えているのか。もう一つは、残りの3か所をいつ頃に改善していかれるのかお尋ねします。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

前年度はコースが傷んでいたため、無料としていたことから、利用者数は大分増えております。申し訳ございません、前年度は無料だったものですから、把握しておりません。

○委員長（新橋 実君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時43分」

○委員長（新橋 実君）

再開します。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今の質問については、後もって回答させていただきます[同ページに訂正発言あり]。

○委員（山田龍治君）

公園の3か所がまだ出来ていないということで、公園の場所を教えてください。あともう一つ、後から御答弁ということだっただけですけど、快適な利用が可能となったと文章で表現されていますけれども、もちろんトイレが使えるようになった、パターゴルフが使えるようになったということは感覚的には改善した雰囲気はあると思いますけれども、数値化して例えば市民の方々にそれを聴いて快適になったのか。そして利用者数がそのことによって増えたかというのが数値化されればこの表現が正しいかと思えますけれども、感覚的なものでこの成果の中に表現されることがいかなものかと思えますけれども、どうでしょうか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

アンケートはパターゴルフについては取っておりません。適切な文言ではなかったと思っております。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

便所の改修ですが、以前は汲取りでしたが、今簡易水洗になっております。そう考えれば、以前からすれば快適になったという言葉で表現も正しいと思えます。

○委員長（新橋 実君）

トイレが使えない3か所はどこですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

隼人塚東公園、あさひ公園、もう1か所は後もって御報告いたします[19ページに答弁あり]。

○委員長（新橋 実君）

しっかりと確認をお願いします。あとは全てに広げて質問をお願いします。

○委員（池田綱雄君）

建築住宅課にお尋ねします。住宅新築資金貸付事業についてですが、現年度分は徴収率が100%ということですが、過年度分については2億7,993万円に対して収入は210万円ちょっと。徴収率は0.75%。1%にも満たないわけです。これは何年度分からの滞納なのか、何人分なのか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すみません、調べて後でお答えします[17ページに答弁あり]。

○委員（池田綱雄君）

臨戸徴収回数が、1年に52回となっておりますが、月に割ると一月4.3回と非常に少ないのですが、これは市の職員が徴収に周っているのか、あるいは誰か頼んでいるのか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市の職員で周っており、外部に委託とかはしておりません。

○委員（池田綱雄君）

この分については、結果が出てから質問します。もう一点は麓第一土地区画整理事業についてですが、保留地販売が63.8%となったというふうにあります。これは平成30年度に何区画か売れたのかどうか伺います。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

溝辺の麓第一区画整理事業の保留地処分ですけども、平成30年度は4区画、1,783万3,553円売

れております。

○委員（池田綱雄君）

残りが何区画ですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

残区画数が29区画でございます。

○委員（池田綱雄君）

これは、売れそうですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

今、民間の分譲もありまして、市の保留地は売れ行きが悪いということなんですけれど、残りは新聞と雑誌等とかに掲載しまして販売強化を図っているのですけれど。この間27日にも溝辺の祭でチラシ等を配って行っていますけれども、その成果もあって去年は3件ということなんですけれど、今後も頑張っって売っていきたくて考えています。

○委員（池田綱雄君）

私も以前この保留地の現場を見せていただきました。一番端っこで残ったのが保留となっていて、そして裏には五、六mのブロックが積んである。これは売れ残るだろうなと思ったのですが。最初の計画があのような売れなそうなものを保留地とせずに、良い所から売るからそうなるのだけれど、計画の時点でもっと考えなければいけなかったのかなと思っております。この4区画売れたところは、坪当たりの単価は当初と同じですか。少し安くなったのですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

単価のほうは、平成28年に見直しを致しましたので、その時点で前の単価から変わっております。

○委員（池田綱雄君）

粘り強く頑張ってください。

○建築住宅課課長補佐（杵田信幸君）

先ほどの池田委員の御質問ですけれど、昭和56年度からの滞納があつて、件数では82件になります。

○委員（池田綱雄君）

昭和56年からもう40年ぐらい。一番古い人はもう40年ぐらいたっているということですか。滞納分の一番長期の人は。最初からの滞納ですか。それともいつ頃から滞納が始まっているのか。

○建築住宅課課長補佐（杵田信幸君）

住宅新築支援は、旧隼人町で昭和50年度から始まったのですけれど、一番多い貸付が昭和55年、昭和56年になりまして、最初の頃は皆さん払われていたのですけれど、昭和55年、この頃から滞納が、皆さん払われなくなったという形になっています。

○委員（池田綱雄君）

粘り強くというのは書いてありますけれど、月に4.3回。少ないと私は思うのですが、もっとこの辺を本気で取りに行くならばもっと回数を増やすとか、何か方法は考えられないのですか。

○建築住宅課課長補佐（杵田信幸君）

亡くなられた方もいらっしゃる、滞納者で死亡が18人。また行方不明の方もいらっしゃる、病気とか怪我とか、こういう形の方もいらっしゃる、生活保護の方もいらっしゃいます。何人か定期的に集金する方もいるのですけれど、月々1,000円でもいいですから払ってくださいという形で話をしています。何回か足を運ぶのですけれど、高齢だからとかいう形で払われない方もいらっしゃる。最近払われる方も出てきたのですけれど、建築住宅課としても今、一番困っているところになります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金は滞納が多いということでなかなか徴収ができていない現状ではあります。うちの職員のほうも足を運んだり、電話をしたりということはやっておりますが、今後もう少し力を入れて徴収に努めて行きたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

先ほどの説明で亡くなった人が18人ということでしたが、これは保証人制度とかはないのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

貸すときに保証人をつけておりますので、保証人はいらっしゃいます。

○委員（池田綱雄君）

保証人に払ってもらう訳にはいかないですか。

○建築住宅課長補佐（杢田信幸君）

今の時点で保証人の方も亡くなられて、相保障とか保証人の方も借りられて滞納されている方もいらっしゃってそういうのが実情です。

○委員（池田綱雄君）

理由はいろいろあると思いますけど、徴収できていない訳です。2億くらいです。それも40何年前から滞納の方がいらっしゃるといことで、保証人も亡くなっているとかありますけど、少なくともそのような知恵も出していただき、どんどん増えて行きますので、何かそういう処置も検討する必要があるのではないかと思います。

○副委員長（仮屋国治君）

関連で、今の当該物件の固定資産税の徴収状況というのは把握していらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

固定資産の徴収状況については把握しておりません。

○副委員長（仮屋国治君）

担当が違いますからかもしれませんが、今のままでいくと回収というのはなかなか厳しいものがあります。80何件のうち固定資産税を、もしかしてきっちり払っていらっしゃる方があれば固定資産税の在り方、条例改正も含めて少し回収に向けて知恵を出してみてもはどうでしょうか。このままでは無理だと思いますので要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

先ほどありましたように、昭和55年から56年にかけて貸付けが非常に多額に上ったという報告がありましたけれども、同和对策事業の住環境整備の一環として事業は行われてきたという背景があります。答弁にもあったように、当時の貸付そのものが住環境の整備ということは重点を置かれて、その返済についてどうするのかという点で非常に甘かったというのは、旧隼人町の段階でもかなり議論してきた経過があります。一時、裁判ということも取組をしたけれども、なかなか売却も思うに任せないという状況もありました。行政側も同和事業に対する主体性が非常に欠如していたということは、当時の隼人町の現状だったということで、私もそのことについてはかなり批判をしてきました。行政側の責任が非常に大きいと思います。今ありましたように、これをどのように解決していくのかという道筋が十分見えてきていない。そういう状況ではないかと思いますので、来年度の決算では方向性を見出すことができるような議論をぜひとも重ねていただいて、方向性を見出していきたいと私も要望しておきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この住宅新築資金につきましては、いろいろな背景がありまして、現年度を中心に徴収を進めているところで増やしていかないということを中心に行っております。過年度分が非常に残っているわけですが、過年度分をどうやって少なくしていくかというところで、今後、固定資産の話もありましたけれども、そういうところと情報共有しながら、少しでも前に進んでいけるように考えてお

ります。

○委員（蔵原 勇君）

成果表105ページですが、空家等対策事業のなかで市民から寄せられた136件のうち72件が改善されたと出ておりますが、残りの改善されていない部分については、今後どのような指導をさせていただきますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

管理不全の空き家につきましては、ここに書かれているとおり、市民からの情報提供や現地調査に基づき確認を行っておりまして、平成31年3月末現在136件と41件を足した177件を調査しております。このうち72件が改善され、残る70件近くは引き続き指導や助言等を行っているところです。

○委員（蔵原 勇君）

残った方々への指導等については、物件が個人の財産に関する案件で難しい面もあろうかと思いますが、この対策協議会のメンバーという方々はどのような方々ですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空家等対策協議会につきましては、空家法に基づき本市における空き家対策の取組などを協議するために、平成27年7月に設置し、構成員としましては市長を始め大学教授、弁護士、不動産や建築関係、学識経験者、地域住民の代表の方々が構成されており、現在12名です。

○委員（蔵原 勇君）

それ相当なメンバーの方々だと思いますが、結局10人前後というメンバーでよろしいでしょうか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

設置条例を設けておりまして、条例の中で15名以内と規定されています。

○委員（蔵原 勇君）

もう一点、空き家に対する補助額については、決められたとおりだと思いますが、母屋あるいは倉庫等の付属する、昔で言えば牛小屋・馬小屋そういうのは該当するのか。母屋だけ該当するのか。どちらでしょうか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

御指摘の件は、解体空家撤去工事の補助と思いますが、これについては安心安全課で所管しており、私どものほうでは現地確認等でサポートしている状況でございます。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

先ほどの都市公園のトイレ設置状況ですけれども、使用できないトイレはございません。都市公園の中で先ほど申しました3公園というのはトイレが設置されていない公園で、広瀬西公園、隼人塚南公園、朝日公園の3か所でございます。

○委員（山田龍治君）

建設部全体で平成30年の決算の中で、国土強靱化に係わる予算で何かしたものはありますか。

○建設部長（猿渡千弘君）

建設部ではないという状況です。

○委員（山田龍治君）

平成31年度に国は1兆円ほど国土強靱化で予算を出していると思いますが、国から出ている予算に関連するものでこれからやっていると、これだけ災害が多いので関連したもので取りに行くようなものはあるのでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

土木課につきましては、道路事業の交付金事業で緊急対策の予算でやる予定です。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

建設施設管理課としましては、橋梁長寿命化の事業が強靱化になっております。それと道路施設

防災安全対策事業で法面の危険な箇所工事の強靱化のほうで頂いております。

○委員（山田龍治君）

今年の全国的にこのような被害がたくさん出ている状況で、恐らく来年度も国の方がこのような予算に関しては積極的に付けていくと思います。また、仮屋議員も一般質問の中で国土強靱化に向けて積極的に市としても採りにいくように話があったと思いますので、ぜひアンテナ広げてこのようなところのお金を活用するという事も検討いただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

河川のことでお伺いしますが、今年いろいろなところで川が氾濫して大変な被害が出ているわけですが、これに関してニュース等を見ても山間部から流れてきた土砂が平坦部になった時に堆積して今回の洪水を引き起こしたという関連もあります。平成30年でもいろいろなところで、県の事業になるのか土砂の撤去等をされてはいますが、今後はこの辺を考えて特に山間部から流れてきた平坦部、例えば手籠川で言えば重久の付近とか対応はどのように今回の件を踏まえて考えていらっしゃるかお聞かせください。

○土木課長（西元 剛君）

河川の寄洲につきましては、主に2級河川でございますので県の管理になります。先ほどの堆積土砂につきましても県のほうでも国土強靱化等を利用して浚渫をされている状況でもございます。市と致しましてもパトロール等も踏まえながら堆積土砂が見受けられるところにつきましては積極的に県へお願いをしていくという形になると思います。

○委員（木野田誠君）

その辺の積極性をもう一回見直していただいて、私どもが見ても川は大分狭くなったなどというのは結構ありますので、そこら辺を高めていただいて、要望を強く続けていただきたいと思います。引き続き、住宅のことでお伺いしますが、今、市の戸数が4,571戸あって、それで国分、隼人の住宅を除くと、いわゆる中山間地域に1,460戸という数字が出てくるのですけれども、この中で空き家の数はどれぐらい平成30年度で出ていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

国分、隼人を除いてということによろしいでしょうか。国分、隼人を除きまして、管理戸数が1,460戸ありまして、そのうち入居可能戸数というのが、政策空き家等を除きまして1,239戸あります。そのうち空き家が300戸ありまして、24%程度の空き家率になっております。

○委員（木野田誠君）

この300戸については、ある程度固定化しているというような考え方の数字でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

その辺の分析まではしていないのですが、新しいところに入ってまた次の人が出てというところになったりしますので、必ずしもその部屋がいつも空いているかというのは、はっきりは分からないところなんです。

○委員（木野田誠君）

この300戸というのは、例えばカウントする時期は、年度末あるいは3月ぐらいの数字になるのか、年間を通じてどういうふうになるのか300という数字は出てくるのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

データとしましては、その時々、我々が求めた時に出していただきますので、数字としては変わっていきますが、今申しましたデータとしては、今年の9月1日付のデータであります。

○委員（木野田誠君）

ある意味、固定化した数字だと見てもいいかもしれませんが、私の言いたいことは、非常に中山間地域で固定化した空き家が、団地ごとで多いということなのですけれども、以前にも一般

質問で申し上げたこともありますけれども、もうそろそろ、この空き家の入居率を上げるために、家賃をもう少し安くしてやっていくということは、真剣に考えられないかということなのですけれども、こういう話をしますと、すぐ住宅法というような話をされるわけですが、この辺は真剣に考えていただいたことはありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

できるだけ中山間地域に住んでいただくということもありまして、国分、隼人の中心市街地から中山間地域のほうへ、市営住宅内での移動を今回認めたところでございます。それ以外にどういふ対策があるかという、極力入っていただくようお願いはするのですが、家賃を下げるということにつきましては、やはり今回も含めまして今までも法で決まっているやり方ありますので、そこについては下げられないところではあります。ただ家賃としては、十分その入居者の所得に応じて反映された金額だと考えております。

○委員（木野田誠君）

家賃を変えることはできないと。それから所得に応じた適正な価格だということではありますが、それを100%認めて議論をすると、例えば、家賃は変えられないということですから、それは致し方ないこととしまして、今話の中にも出ました移住定住ということも考えれば、この辺を単に建築住宅課あるいは建設部だけで考えるのではなくて、企画のほうの移住定住の関係とか、その辺も巻き込んで、言葉が当たっているかどうかは分かりませんが、キックバック方式みたいなことも政策的に考えていかないと、今の住宅問題を解消するというところからは脱却できないのではないかと思うんです。ですから、その辺を、横の連絡を取っていただいて、何らかの検討をしていただかないと、先ほども貸付金の話が出ておりましたけれど、これは空き家がずっと続くということは、そこに未収金が毎月発生しているということと同じ状況ですから、その辺を横の連絡を取って、キックバックみたいな形で考える意思はありませんか部長。

○建設部長（猿渡千弘君）

今、建築住宅課長のほうから話があったとおり、いろいろな課題もありますので、今できる範囲でやっているのですが、委員が言われますようにいろいろなところと協議することによって、空き家が減るといふことであれば、我々もそういったことに一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

もう固定化しているところが結構ある感じがしますので、ぜひ、全庁的に対処していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員（山田龍治君）

関連して、将来的にこの維持管理というものを民間の不動産会社に運営管理してもらうような考え方というのはないのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今年度、指定管理者制度について公募を行いまして、候補者としては一応決まっております。12月議会ではほかの指定管理者制度といっしょに、議案として12月議会に上げる予定ではあります。

○委員（山田龍治君）

それは団地を民間の不動産が指定管理で受けて、そのいわゆる募集や運営管理も全てしていくという考え方ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

どの業務かということに関しましては、修繕とかで受水槽の清掃、樹木の剪定、そういうところが中心になりまして、入居の申込みと家賃の徴収を除いた部分を予定しております。

○委員（山田龍治君）

できれば家賃の徴収も管理も営業もかけてもらえれば、民間の方々が大々的にしてもらえれば入居者の方々も入る量も増えるのかなと思うんですけど、そのような検討は今後ありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、指定管理者制度で公募しておりますので、将来的にゆくゆくはそういうことも十分検討していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

今の公営住宅の関係でお尋ねいたしますけれども、公営住宅に入居されていらっしゃる方の所得階層区分というのは、もうはっきりしていますよね。それで、平成29年度の資料から見てみますと、所得階層区分第一分位の方が入居者の全体の77.9%を占めているという報告がされた経過があるのですけれど、これは平成30年度中、どのように変化していますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在その資料を持ち合わせておりません。

○委員（宮内 博君）

では後で示していただきたいと思っておりますけれども、[29ページに答弁あり]先ほど、家賃の引下げの議論がありました。この第一分位の方たちの所得というのは、年間所得10万4,000円未満の方、これが78%を占めているという数字が出されているんです。それで、市の条例の中に、家賃の減免、徴収猶予という規定があって、公営住宅法の中にもそれが定められていると。月額所得5万円未満の方については半額家賃を軽減できるという制度なのですけれど、平成30年度中に申請して減免がなされた件数等についてお知らせいただけませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成30年度の減免の承認された件数が93件あります。

○委員（宮内 博君）

それは全体の78%が、恐らくこの範疇に入るのかなと思うのですけれども、例えば年金所得でしますと120万円の法定控除がありますので、120万円以下の年間年金収入だと全員その対象になるというようなことも言えると思うのですけれど、93件というのは、入居者に毎年お知らせをされているというのは承知していますけれど、かなり少ないのではないかなと思いますけれど、平成30年度中の取組について、どういうふうに周知を図ったのかを。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

定期的に文書を発送する機会がありまして、その際にそういう減免制度がありますよというのは通知の中に入れて周知を図っているところです。

○委員（宮内 博君）

先ほど私が申し上げた数字は平成29年3月31日現在の旧市町毎の構成率ということで頂いているのですけれど、このほとんどが減免の対象になると思っておりますけれど、所得が10万4,000円以下ですので、月5万円と60万円ということになりますから、それ以下の方であれば対象になるということになるわけなのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

減免制度に関しましては、生活保護受給世帯とか元々家賃が5万円以下の世帯もあつたりしますので、そういうところを除きまして、平成29年度のデータではあるのですけれども、1,200世帯程度というふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

これは月額所得かもしれませんね。出しているのは。その半分くらいということになるのかなと思いますけれど、後ほどその関係については資料を精査いただいて報告をしていただければいいかな。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

一分位以下の世帯数でよろしいでしょうか。後ほどデータをお持ちいたします。[29ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

河川管理の関係で99ページですけれど、ここで総合治水対策事業の取組が報告されているのですが、隼人で7件、1件分については繰越分ということで、公有財産購入費が報告されているのですが、ここで隼人姫城地区におけるというふうに書いてありますけれど、姫城地区はどの辺でしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

予定地としましては、姫城排水機場の計画の中の用地なのですけれども、土地としては松永になります。

○委員（宮内 博君）

前もそのことでは申し上げて、地区は全然違う場所ですよ。だからきちんと松永地区と表記をなさったほうがいいのではないかと思うけれど。そうするということでしたが、総合治水計画の中でもまた姫城地区と書いてあるものだから。事務引継ぎがうまくいっていないのかなと思うのですけれど。かなり浸水地域と離れた地域で、地区も違いますので、そのところはぜひ正確に表記をお願いしたい。それから雨水管理総合計画が今年3月に完成した。平成30年度の事業として行われたということでもありますけれども、このハザードマップで浸水が想定される危険区域ということで黄色い分類がされていますけれど、この黄色い分類というのは0.3mから1mまでの浸水が予想される危険地域だということであるわけですから。今回、千葉等の災害では、このハザードマップに記載されている所がほぼ水没しているというようなことで報告がされています。ですからこのハザードマップがいかに周知しなければいけない大事な資料なのかということが、再度認識されたというふうに思うのですけれど、総合雨水計画では、そのところをしっかりと位置付けて計画されたのか。今回の災害等を受けて、新たに強化する部分も当然出てきたのかなというふうに思いますけれども。その辺はどうなのかということについてお聴きしておきます。

○土木課長（西元 剛君）

浸水ハザードマップにつきましては、当時、平成5年の浸水の実績を基に作られているものですが、今、現在、平成27年に水防法の改正がございまして、洪水浸水想定区域を新たに国、県が示しております。その中で、従来の計画規模の降雨から、今後想定し得る最大規模の洪水に関する区域を示しなさいということで、今、現在、県のほうも天降川水系、天降川、手籠川、郡田川について、その推計を示されているところがございます。その推計も、今、現在、作成済みで、多分県のホームページでは見られると思うけれども。それに基づいて、あくまでもこれは洪水ハザードマップで、破堤したときのハザードマップでございますので、これを基に、またこの内水位の雨が降ったときの浸水のシミュレーションをかけて、合わせた中での想定区域というのを、主管課ではございませんけれども、安心安全課との協議の中で、そういうハザードマップ等作成することになるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、1993年、平成5年の集中豪雨を受けて作られたということでもありますけれど、かなり広い範囲で30cm以上の浸水が、隼人、野口、広瀬、国分工場もすべて対象に入っているというようなことになっているけれど。今おっしゃった新しい計画に基づいて作られるマップはこれよりも影響が広がることになったのですか。それとも縮小されることになったのですか。

○土木課長（西元 剛君）

今、現在、先ほども申し上げましたように、洪水ハザードマップを県のほうで作成しております。

当時、平成5年災の雨量が多分600mmを越えた雨量でございますけれども、今回作成するのが想定最大の雨量になりますので、800mmを超えたような雨量の想定でハザードマップを作成するという形になりますので、浸水想定区域というのは多分広がるものと思います。

○副委員長（仮屋国治君）

109ページ、浜之市区画整理事業ですが、大した質問ではありません。成果のほうで平成30年度末の事業費ベースで86.6%となっているとなっておりますが、課長口述では86.9%でしたが、どちらが正しいのかお示してください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

86.9%が正でございます。

○副委員長（仮屋国治君）

106ページ、都市計画総務費の中で交通実態調査を行ったということが書かれておりますけれども、今後の方向性を定めることができたということではありますが、今後どのような計画に落とし込んで、どのような形で持っていかれるのかお示しいただきたい。

○都市計画課長（三島由起博君）

この霧島市総合都市交通体系調査につきましては、現在改定を行っております都市計画マスタープランの方に反映するための基礎調査として実施しておりますので、この結果を踏まえまして、改定中の都市計画マスタープランのほうに反映していきたいと考えております。

○副委員長（仮屋国治君）

こっそり、概要をここで1分ぐらいしゃべっていただけませんか。

○都市計画課長（三島由起博君）

全体的な交通網でシミュレーションなりやっていることですので、掻い摘んでというのはなかなか難しい部分がございますので、差し控えさせていただければと思います。都市計画マスタープランの方で御案内させていただければと思います。

○委員（宮内 博君）

慢性的な渋滞の解消という点で、問題意識として98ページの現状の部分で幹線市道整備事業費ということで、県道北永野田小浜線の慢性的な渋滞ということがありまして、早急な整備が望まれるということでもありますけれども。平成30年度中、この県道北永野田小浜線に関連して、その解消策についてどのような議論がなされて、県のほうにそれらのことがどのように伝わっているのかお示してください。

○建設政策課主幹（笹田純一君）

北永野田小浜線につきましては、渋滞対策での県要望ではなくて、歩道設置について、野口橋から国分の土佐屋付近までが両側歩道になっておりませんので、そちらの要望をしているところがございます。

○委員（宮内 博君）

これは渋滞解消とはまた別の政策ということになりますよね。渋滞を解消するための対策について、県道北永野田小浜線に限らず223号線も、関連する道路も渋滞が続いているという状況にあるのですけれど。それらの総合的な部分も含めて、ここで北永野田小浜線と書いてありますので、そのことについて、どういう問題点があって、県のほうに改善方を要請されたのかということについては、現在進行形なののでしょうか。それとも今、検討中なののでしょうか。

○建設部長（猿渡千弘君）

市街地におきましては、渋滞が発生しているわけですがけれども、特にこの北永野田小浜線につきましては、非常に渋滞しております。その中で新川北線南側のほうに新たに道路を造るという形で進めているところですが、なかなかまだ渋滞緩和までいっていないところなのですが。先ほど

答弁がありましたように、県道につきましては、歩道について要望しておりまして、歩行者の安全対策ということなのですけれども。この県道の周辺の道路を整備することによって、ここの渋滞緩和に向けた取組ということで考えておりまして、今言った天降川の両側の堤防道路の住吉東線並びに天降川東線などを整備しておりまして、こちら辺で車が抜けるような形ができないかということで、そういった所を整備することによって、県道のほうの渋滞緩和につなげていきたいというふうに考えております。

○委員（平原志保君）

最後に伺いますけれども、省エネモデル住宅について、毎年、維持管理しながら使っていると思うのですが、霧島市でこの施設をまだまだ運営していかなければいけない状況なのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この施設は、国の100%交付金を受けて造っております。それで目的としましては、省エネを広めていこうというソフト事業が主なところになりまして、そういう住宅を見ていただいて、改修したり新築したりするときに参考にさせていただきたいと。平成31年度を取組としまして、モデル住宅を持っていない市内の建設業者等にお問い合わせに行きまして、そういうお客さんがいたときに、省エネ住宅に同行していただいて、こういうのもありますよというふうに。大手のメーカーはモデル住宅を持っていますけれども、市内の業者などは持っていなかったりしますので、良い所でも悪い所でも構わないので、これを採用しよう、これはお金が高いから採用しないというような意見でもよろしいのですが、そういう形で少しでも省エネを取り入れていただくような形で考えております。7年が過ぎまして、今8年目になっていこうとしているのですが、今後いつまでこれをやるのかということに関しましては、今後いつまでも同じような形でやっていくわけにもいかないと考えておりますので、次の利活用のことを考えていきたいと思っております。

○委員（平原志保君）

おっしゃるとおりで、省エネと言いつつも、機械等もどんどん新しくなりますし、8年前といえば、全く古いものになってしまったりして、余り参考にならないのかなと思うものの中にはあるかと思うのですね。市内の住宅メーカーなどに逆にそういうところに建てていただいて、場所だけ貸して民間でやっていただくようなものが良いと考えていましたが、国から100%ということで、期限もある程度やっていかなければいけないものだと思いますが、止められるときにスパッと1回止めていただければ、余計なお金は使わなくて済むのかなと思いますので、見極めをしっかりといただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建設した時に、七、八年にたちますと設備も古くなるのかなということは、当時は私も正直思っておりましたが、実際、今、見てみますと、まだまだ一般家庭にないような、当時かなり最先端な物を付けたので、そんなに設備としては古くなったという考えは持っていません。ただ先ほども申しましたように、今後どこまでこれを維持して、どこで次の活用の方向に行くのかというのは今後見極めていきたいと考えています。

○委員（宮田竜二君）

成果表110ページ、区画整理課の隼人駅東土地区画整理事業ですけれども平成30年度末の仮換地指定率は61.2%、事業費ベースの進捗率は36.7%、これで見解が以上のことから本区域における良好な宅地の整備に向けて事業が推進されたと見解を入れているのですが、例えばその前の109ページの浜之市土地区画整理事業では、仮換地指定率はやっとなら100%になったのですけれども、本当1か所だけでも区画整理ができないと、この事業がすごく遅れてしまうと思います。その点、この隼人駅東の場合はちゃんと計画どおりにいく予定が出ているのでしょうか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

隼人駅東地区の仮換地指定率につきましては、現在、大街区に設定したことにより仮換地を説明しないとイケないということで、今示しているパーセントになっているということでございます。今後は引き続き仮換地の説明をしまして仮換地指定率を伸ばしていきたいと考えております。

○委員（宮田竜二君）

現在、交渉されていると思いますがどういう状況ですか。仮換地の交渉の仕方の状況は。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

仮換地指定の状況は、地権者の方に持って行って説明しますが、場所がというようなお話とかありまして、ほとんど確定はしているのですけれど、地権者の方の意見を取り入れながら今後説明していきたいと思います。

○委員（宮田竜二君）

本市の特色があつて、先ほどもあつたように県道、国道、市道も含めて車幅を広くできない。渋滞緩和のために車幅を広くするとしても地権者の理解が得られない。区画整理事業についてもなかなか地権者の理解が得られない。相続のいろいろな調査で時間が掛かるとか事情があると思いますが、他の都市に比べると道が狭かったり渋滞があつたり、そこら辺の用地買収がうまくいっていないと思いますけれども、例えば区画整理課で先進地域の研修とかいろいろな研修があると思うのですけれども、参加をされているのか教えてください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

九州ブロック会議といって区画整理事業の問題点を協議していく研修があり参加しております。また、東京とかで住宅市街地整備事業の研修とかいろいろな研修に参加するようにしております。

○委員（宮田竜二君）

研修されているということで、先進地の工夫されているところを参考にさせていただき、それと本市の実情を調査していただいて、確かに私有財産を守るということもありますが、公共の福祉もありますのでいろいろなバランスを取りながらやっていただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

土木費の不用額について、私どもはいろいろなお願いで建設部に行きますが、よく言われるのは予算がないということを言われますが、不用額を見て理由がくだらない部分があるので、不用額について説明を頂ければ、すっきりして午前中が終われると思いますので、予算がないと言われるところと不用額が3千数百万、災害については基準があつて難しいところもあると思いますが、この3千数百万について説明を頂きたいと思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

不用額につきましては、大体3月補正の時に額が決まってくるので、例えば交付金であつたりとか当初予算で計上したよりも内示額が低かつたりして、そのときに補正で減額したり調整しますが、あと用地を交渉している段階で繰越等を含めてある程度、起債事業で用地とか確保して繰越しまでして交渉した中で、用地が上手くいなくて不用額が出たりとかございます。その事業によって例えば流用をすとかいう形ができない財源の中身がございまして、どうしてもそこで組んでいた部分をほかに持って行けなくて不用にという部分がございまして、基本的に一般財源につきましては、全て執行するような形でしてはいますが、条件付きといいますか財源が決まっている部分で執行ができないというのが不用額として残っている部分が多いと考えております。

○委員（木野田誠君）

今の説明で理由は分かりますが、平成30年度予算はここにいるメンバーが予算審査をして審議をして快く賛成した部分があり決算に入っているわけですが、我々も一生懸命やりましたので、そのお金の使い道も一生懸命に市民の福祉のために計算してなるべく不用額は残さないように努力していただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

105ページの空家等対策事業の関係でお尋ねをします。予算審査の段階では空き家が平成30年2月1日現在3,634件と報告された経過があります。それで、今回35件が一部補修・除去等の措置がとられたということでの報告であります。この内容を補修と除去とどういうふうになっているかお示してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

一部訂正がありまして、35件の一部補修・除去等の措置が図られという言葉は訂正で消しております。これまで72件が改善されたということになっておりまして、この72件の内訳につきましては一部補修等による改善が21件、建物全体の解体が51件となっております。

○委員（宮内 博君）

51件が除去をされているということでありまして、除去の条件ですが、条例上は土地の所有権の移転等も3年間は制限をされるという縛りがあります。それで上限額30万円となっているのですが、この縛りというのはどういうことが想定をされて縛りをかけないといけないとなっているのか。その辺をお示しいただけませんか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

お示しました51件につきましては、空き家の解体補助を全て使ったものではございません。この中で一部空家解体補助を使ったものとなっております。その総数につきましては把握していません。また、解体補助制度につきましては、安心安全課のほうで所管しておりますので、私のほうで答えることはできない状況となっております。

○委員（宮内 博君）

申請の窓口は建築指導課です。安心安全課ですか。安心安全課に行ったら下のほうに連れて行かれた記憶がありますが、実態が報告できないというのは縦割りの弊害かと思っておりますが、認識は共有しておかなければいけないと思っておりますが、その辺は後で報告できますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

件数については、後で報告いたします。[30ページに答弁あり]

○委員（久保史睦君）

宮田委員から仮換地のことを聞かれましたが、108ページの住宅市街地総合整備事業の浜之市地区の件で区画整理課にお伺いしたいと思います。成果のところのように書いてあるのでお聞きしますが、事業が終盤になれば今からが難しくなるのではないかと私思っているのですが、困難な案件が残っているという部分で、困難な案件は何件ぐらい残っているのか。また、その内容が概要で教えていただけるのであれば教えてください。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

困難な案件は2件残っております。交渉が上手くいかないというのがあと2件残っている状況でございます。

○委員（久保史睦君）

この数字の見方というのは、どう捉えていいのかわかりませんが、平成30年度末の事業別の進捗率が90.8%であったということで、浜之市區画整理事業というのは長年にわたっていろいろ問題があつて思ったように進んでいないのではないかという認識はあるのですが、成果にこのように書いてあるということは、事業計画は概ね順調に進んでいますと地元の方々に報告しても大丈夫ですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

浜之市の区画整理事業につきましては、平成9年度から施工しているわけですが、現在、住

宅市街地整備事業2戸残っている状況で、あと国道整備と高専とか主要道路が残っているわけですが、それらの整備を進めていかないといけないので現状では令和12年度で終わる予定としております。

○委員（久保史睦君）

109ページ浜之市土地区画整理事業この成果の部分で、仮換地指定率100%、事業費ベース86.9%ということで事業計画変更が認められたとありますけれども、事業計画の変更の部分についてどのような変更があったのか教えてください。

○委員長（新橋 実君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11時58分」

「再 開 午後 0時58分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

久保委員の質問に対して、事業額変更の内容はどのようなものかということでしたけれど、計画前では令和7年度までの施工期間としていましたが、浜之市線の施工計画について、鹿児島国道事務所との施工計画に関する協議に不測の日数を要したことと、また、協議の結果、浜之市線の工程計画及び資金計画に変更が生じたことなどから、施行機関の延伸と総事業費の変更を行っております。

○委員（久保史睦君）

その総事業費の変更は幾らくらいあったのですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

変更前が76億8,500万円に対しまして変更後が81億1,200万円で、4億2,000万円程度の増でございます。

○委員（久保史睦君）

この事業計画変更については地元の方たちの説明会はもうされたんですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

浜之市の土地区画整理審議会というのがありまして、そこでお諮りしまして、承認を頂きまして公告して変更となっております。

○委員（久保史睦君）

もう一点、同じ項目の成果のところでお聴きしたいと思います。ここの成果のところ、高額な移転補償についても1件完了したと。ちょっと含みを持たせたような成果が載っておりますけれども、この高額なというのは、金額はもう聞きませんが、この高額な移転保障について、どのような背景で、どういう事情があったので高額になったのかという部分を教えてください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

国道223号に接している店舗でございまして、この店舗につきましては、以前から、私が来る前から交渉難航でありまして、それがようやく話ができるようになりまして、平成30年度において補償契約が成立して終わったということでございます。

○委員（久保史睦君）

そのほかに高額な移転補償に関するような問題というのがあるんですか。ほかの物件で。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

あと、現在、協議をしまして、浜之市港の近く水産業を営んでおられますところが高額と言え

高額ということで、そこも現在契約しまして、進行しているところでございます。

○委員（久保史睦君）

最後にお聴きします。令和12年度に全ての計画が完了予定ということでありますけれど、それ以上延びるということは考えられないですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

完了には努力をしていくというふうに考えておりますけれど、国費の配分状況、工事の進捗状況、権利者との交渉、資金計画等によって施工期間を延長せざるを得ないことも出てくるのではないかと。今のところは計画でおりますけれど、そういうことも出てくるということでございます。

○委員（久保史睦君）

恐らく事業計画が一回ここで変更が入っているということなので、多分もう令和12年には多分終わらないだろうなと個人的に思っているところでございます。そうであれば、いろいろ予算の関係も絡んでくると思いますので、早い時点で修正して、もう少し緻密に計画を立てたほうが良いような気がするんですけど、その辺は部長どのような見解を持っていらっしゃいますか。

○建設部長（猿渡千弘君）

浜之市地区の土地区画整理事業につきましては、長い期間を要しておりますので、できるだけ早く目標に向かって進めていきたいというふうには考えておりますけれども、今言った進捗状況なども見ながら、そういった計画についてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

○委員（久保史睦君）

いろいろな場所を移動したりするこの仮換地の問題については、複雑な要素が絡んでくると思いますけれども、その都度、誠実に一件一件丁寧に対応をしていただけるということとは、ここでお約束していただけますか。

○建設部長（猿渡千弘君）

しっかり対応していきたいと考えております。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

午前中の宮内委員からの収入分位について調べてきましたので回答させていただきます。本日付の数字ですけれども、月額収入が10万4,000円以下の方、第1分位の方ですけれども、全体の72.4%ということです。

○委員（宮内 博君）

5ポイントほど少なくなっているのかなと思いますけれども、先ほど申請減免数93件という報告でありました。それで、1,000件を超える対象者がいらっしゃるというようなことでございますので、もっと周知を図って、先ほどから出されている家賃を引き下げることにもつながる、制度上すでにあるものでありますから、ぜひそのところをしっかりと対応していただくように要請しておきたいと思っております。それから老朽住宅の改修の関係についてでありますけれども、山間部で24%ほどの空き家率だということでもありますけれども、外壁の落下とか老朽化が進んでいるところで新しい入居者がなかなか決まらないう。街部にも近くて便利なところでもあるけれどもという状況があるのではないかなと思うんです。例えば、東郷団地ですけれど、外壁の落下の問題は一般質問でもさせていただいたんですが、なかなか工事が着工されないと。最も外壁の落下のひどい6号棟ですけれど、10月15日に確認しましたが、24戸のうち7戸が空いているわけです。それで、あそこは非常に利便性の高いところだろうと思うんですけど、まず見た目が非常によくないということで、若い人たちは本当に敬遠するだろうと思います。そういうところを、入居率を高めるというのは、当然市の財政にも貢献をしていくことになるわけですので、改修計画をもう少し早める手立てを講じていただきたいと思いますけれども、平成30年度中の実績は報告をされておりますが、それを踏まえてどのような議論と検討を重ねているのか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

外壁改修工事につきましては、平成30年度も大野原団地の外壁改修を行ったところではあります。やはり保有数が非常に多いというところがありまして、その中でどの団地を優先していくかということ、長寿命計画にもうたっております。また一方では、多額な費用を要することから、交付金の活用をしながら、交付金等家賃を充当しながらやってきているところです。これからも交付金の要望をしながら、できるだけ多くの外壁改修ができればなと思っておりますけれども、その辺は交付金の状況を見ながらやっていくというところでございます。

○委員（宮内 博君）

ぜひ対応を急いでもらいたいということ、同時に、空き家をいかに少なくするのかということで、長期空き家になっている住宅については、一人暮らしの方であっても入居ができるような緩和措置がなされているんですけど、その効果についてはどういうふうになっておりますでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、一定期間空き家になっているものに対しては、高齢者の单身でも入れるような措置をとったところではございます。ただ、そういう措置をとったからといってすぐに多くの高齢単身者が入ったところまではまだ至っていないというところではあります。そういう可能性があるということは事実ですので、そういうことが進んでいけばいいのかなと思っております。

○委員（宮内 博君）

相手が高齢者ということですので、4階が空いてもなかなか入らないとか、そういう事情もあるかと思っておりますけれども、ぜひ制度の周知を図っていただきたいと、これもお願いをしておきます。それから、区画整理事業の関係で、隼人駅東の土地区画整理事業の関係でありますけれども、仮換地の進捗率は36.7%ということで報告がなされております。この事業は、一旦仮換地の計画が組まれましたけれども、そののちに大型店舗の計画が組み込まれることによって、仮換地の変更を余儀なくされるという事態がありました。この進捗率36.7%というのは、そういった部分も一定反映されているのかなというふうに思っておりますけれども、住民の間でも一定の困難があったというようなお話も聴いているわけですが、その辺はどのように改善をされたのか、そして影響があると思えば今後どういう対応をしようと考えているのか、お聴きしておきます。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

代替区によりまして、仮換地指定が変更になったということで、説明会も実施しまして、その中で地権者にも、全員変わるということで、説明しないといけないんですけど、その説明は供覧のときに説明いたしまして、それでも来られていない人なんかはまた説明に行きまして、丁寧に説明しまして、今の結果が進捗率が35.7%になっているところでございます。今後も、地権者の方に丁寧な説明を行い、仮換地指定に御理解いただくという考えでございます。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

午前中の宮内委員からの質問に対して回答いたします。宮内委員の質問に対しまして、空き家の51件が解体されたということで、このうち危険廃屋解体撤去工事補助金の対象につきましては9件活用したと確認しております。この危険家屋解体撤去工事補助金の対象になる危険廃屋につきましては、周囲に危険を及ぼす恐れがあり、屋根や柱など腐って使用できない空き家をいい、当課では空き家の状況を調査した上で、補助の対象内外を判定しておりますが、解体された51件全てがこの補助の対象に該当するのではないということで、このような数字になっていると考えております。

○委員外議員（植山利博君）

まず口述書の8ページ、住宅関係ですけれども、徴収率が99.67%になったということですが、このことは一定の評価ができるのではないかと考えております。ここ数年、徴収率は上がり続けているのではないかと、その確認をさせていただきます。ここ三、四年の状況を。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現年度の住宅使用料につきましては、平成28年度が99.7%、平成29年度が99.75%、平成30年度が99.67%で、今回は少し減っているというところではありますが、現在の考え方として、現年度をしっかり取ることで過年度を減らしていくというような考えでいますので、今後も同等レベルの徴収に励んでいきたいと考えております。

○委員外議員（植山利博君）

それで明らかに過年度の徴収率は厳しいというのが数字で出ているわけですが、過年度の徴収率の推移もお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

過年度分につきましては、平成28年度が4.15%、平成29年度が4.28%、平成30年度が3.80%という結果になっております。

○委員外議員（植山利博君）

過年度については年々厳しくなっているというのが実態のようです。そこで連帯保証人をとっているわけですが、この口述では、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行っているということですが、連帯保証人からも家賃に対して徴収を求めるといったようなことがあるのか。実際に連帯保証人から平成30年度で徴収した例があればどの程度あるのか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

連帯保証人には「入居者が滞納していますので、納付するように連帯保証人のほうから納付指導をお願いします」ということは伝えております。また、連帯保証人からその金額を取れたかという点、連帯保証人には親族がいらっしゃったりしますので、その親族が入居者さんに払って、うちに収納に来たのか、その辺の経緯は分からないんですけども、そういう指導をすることによって、収納は上がってきているというような感じです。

○委員外議員（植山利博君）

県内の19市で連帯保証人を付けていない自治体がありますか。あればお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

正式に調査したわけではないのですが、記憶にあるところでは、そういう自治体はないと考えております。

○委員外議員（植山利博君）

もう一点は区画整理事業なんですけれども、先ほど浜之市は令和12年が一応完成の目途だということでしたが、麓第一と駅東についても、今の段階での完成予定年度があればお示してください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

麓第一につきましては令和8年でございます。駅東につきましては令和12年を予定しております。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時15分」

「再 開 午前 1時17分」

△ 議案第77号 平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第77号、平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第77号、平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての決算概要につきまして、説明申し上げます。決算書の275ページから291ページです。霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入歳出予算現額は7,146万5,000円で、歳入調定額は8,070万2,174円、収入済額は6,925万8,944円、不納欠損額は0円、収入未済額は1,144万3,230円、支出済額は6,449万7,005円、翌年度への繰越額は0円、不用額は696万7,995円であります。また、歳入歳出差引残額は476万1,939円となっております。支出済額の内訳として、総務費は6,449万7,005円で、人件費、施設管理に係る費用及び導水管の布設替などに係る工事請負費などであります。決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○霧島副総合支所兼市民生活課長（仮屋園修君）

主要な施策の成果152ページです。霧島市温泉供給事業は、平成30年度末現在、霧島地区では旅館及び病院などの営業用が23件、共同浴場が6件、家庭用が257件の計286件、また、牧園地区では22件、両地区で合計308件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところであります。現状としまして、霧島地区では、蒸気井の蒸気は、温度低下はなく、温泉量も確保できており安定した供給をすることができております。また、牧園地区でも、大きな故障等もなく安定した状態で供給をすることができております。これからも、安定供給を行うため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う導水管等の布設替工事を計画的に進めてまいります。平成30年度中の具体的措置としましては、導水管の老朽化に伴う破損の恐れがあったため、両滝水源導水管の布設替工事を実施しております。内容につきましては、導水管Φ150mmを80m布設替工事を実施しております。その他、温泉管などの修繕を37か所実施しております。以上で、平成30年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（平原志保君）

噴火の影響で、一時期温泉のほうが使えないことがあったのですが、そこら辺の問題は解決しているのでしょうか。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

一時濁りましたけれど、今のところはきれいな水を供給できております。

○委員（松元 深君）

事業収入で、収入未済額が1,100万円あるのですが、調定額7,351万8,690円に対して収入済額は6,207万5,460円。収入未済額があるのですが、これについて説明願います。

○市民生活課主幹（松元政和君）

この収入未済額につきましては、温泉使用料の未納額となります。その内訳と致しましては、滞納繰越分が1,080万3,560円。現年度分が63万9,670円で、合計1,144万3,230円となっております。

○委員（木野田誠君）

今の金額は、個人の温泉ですか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

件数と致しましては15件ございます。そのうち旅館業が6件、個人が9件となっております。

○委員（木野田誠君）

この旅館の6件は、今でも営業している旅館ですか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

このうち、営業しているところが4件です。あと2件は営業していないところになります。

○委員（木野田誠君）

旅館で6件のうち4件だけが営業して、あと2件はしていないと。これは、どういうふうに理解していけばいいのか。どういうふうに処置していけばいいのか。今、考えていらっしゃるのを教えてください。

○市民生活課主幹（松元政和君）

この営業していないところの旅館に対しまして、1件のほうは、もう給湯の廃止をしているところでございます。もう1件は、営業はしていないのですが、不定期で納入をお願いしているところでございます。納付のお願いに伺って、その都度納入のお願いをしているところです。

○委員（木野田誠君）

お金のことは素人で申し訳ないですが、この数字はずっと残るわけですよね。先ほどの住宅の問題もありましたけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○市民生活課長（仮屋園修君）

ただいま営業を停止しているところの2件につきましては、合併以降ずっとありまして、今後も継続して、この分を支払っていただけるよう折衝していきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

ざっくり聴きますけれど、どこのどういう旅館ですか。名前を教えてください。

○市民生活課長（仮屋園修君）

ここで個人名は出せないところでございます。

○委員（木野田誠君）

旧霧島ハイツは入っていますか。

○市民生活課長（仮屋園修君）

入っておりません。

○委員（宮内 博君）

もう少し具体的に報告をお願いできませんでしょうか。その1,144万3,230円のうち、旅館が6件、個人が9件ということでありました。それぞれ6件分の旅館の総額は幾らで、最も多い滞納額が幾ら。個人の9件の総額が幾らで、最も多い滞納額が幾らか[34ページに発言あり]。

○委員長（新橋 実君）

すぐ答えられますか。[「時間が掛かります」という声あり]それでは後で。他にありませんか。

○委員（平原志保君）

水道、ガス、電気等は、何か月か払わないと止められますよね。水道が一番長くて3か月払わないと止められてしまうと思うのですが。温泉の場合は、これは払っても、払わなくても止められないということですか。供給し続けているということですよ。

○市民生活課長（仮屋園修君）

しばらくお待ちください[35ページに発言あり]。

○委員長（新橋 実君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時30分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活課主幹（松元政和君）

収入未済額の旅館業と一般との内訳になりますが、旅館業が6件分で840万1,730円。住宅が304万1,500円で、旅館業の中で一番多い滞納額が537万9,980円です。住宅のほうは112万4,400円になります。

○委員（宮内 博君）

それぞれ、最高額の人は何か月分ですか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

旅館業のほうは60か月分です。個人のほうは4か月分になります。個人の分は自治会で昔とっていた分が返納になっている分がありますので、一月分が30万円ほどの4か月になっております。

○委員（宮内 博君）

旅館業の方が5年分ということですよ。まだ事業を継続しているというところに該当するのでしょうか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

営業は現在しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、分納をずっとしているという理解でいいですか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

はい、一応現年分は必ず納めていただくというような形で納めていただいております。あと残りの分につきましては、不定期ながら納入を行っている、またこちらからもお願いしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

現年度分は払っているけれども、滞納分についてはお願いしているということですが、平成30年度中滞納分は、その旅館からは幾ら入金されたのですか。

○市民生活課主幹（松元政和君）

平成30年度分で納入した金額が7万6,120円となっております。

○委員（宮内 博君）

少しずつ納めていただいているということですね。それからもう一つ、気になりましたのは、個人分で4か月112万円という。自治会ということになりますと、構成世帯は非常に数が多いのかなと思いますけれど、その辺はどうなのでしょう。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

その自治会に関しては、100軒程度の自治会になっております。

○委員（宮内 博君）

その全ての分が入っていないということなんでしょうか。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

その自治会と契約しております。ここには自治会の方々がお金を集めるなりして、一括していただいたところになります。

○委員（木野田誠君）

今の自治会のことですが、はっきりした経緯が分かりませんから質問しますけれども、その自治会員が個人個人で引いていて、その料金は、自治会がまとめて納めているという形ですか。それとも、自治会で1か所温泉施設を持って、そこに住民が入りに来るという形ですか。そこ辺り

がはっきりしないですから教えてください。

○市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

自治会と一括して契約しております、個々に市が給湯しているわけではなくて、一つのタンクで引渡しというやり方でやっております。

○委員（木野田誠君）

であれば、こういう言葉があるか分かりませんが、自治会にタンク売りですね。自治会の責任云々はどうなっているんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

納入がないために今、給湯停止をしているというような状態です。

○委員（木野田誠君）

給湯停止はそれでいいんですけども、過去にこれだけの負債を抱えたわけですから、これを自治会がやっているときに抱えたわけですから、自治会としての責任はこの未払い分についてはどうなるのですかということです。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

その辺を含めて今協議をしている状態であります。

○委員（木野田誠君）

ではその協議の中で、相手があるわけですね、その自治会側はこれについて対処する意向は持っているんですか、持っていないんですか。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

ただいまの自治会につきましては、以前はしっかり管理もされていたのですが、この自治会自体の組織体制が崩壊したというか。なので、その建て直しというか、見直しをしてもらうような対応をしてもらうように今協議中ということでございます。

○委員長（新橋 実君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時40分」

「再 開 午後 1時43分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

先ほど自治会につきましては、今後も組織を確立していただくように、今後もお願いをしたいと思っております。それと先ほどありました供給停止の件ですが、霧島市温泉使用条例にありますのが、市長は供給の停止または許可の取消しをすることができるという中に、明確に期間をうたってありませんで、加入金、温泉使用料金及びその他の経費を期限内に納入せず、市が催促しても払わないときというふうにあります、これに基づいてしているところで、なかなか停止というのが難しいところなんです。

○委員（平原志保君）

まず止めるべきだと思います。そこまで払っていなくて、現在の分も63万9,670円というのが今年あって、そうすると、また来年その2倍増えるわけですね、払わなければ。ケーブルテレビでも今回問題になっていますけれども、結局停止しなかったがために借金がどんどん相手方も膨らむわけです。止めなかった責任もこちらは言われる可能性も今後出てくるわけですね。旅館もこれで商売されているわけですから、やはり止めるべきだと思います。これでお金を儲けているわけですから。止めていただいて、お湯なりでやっていただき、温泉がほしければお金を払う。これはもう

普通のルールですから、そこは決まっていなければ、早速やってください。これは要望です。やらないとだめです。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

検討させていただいて、前向きな方向で検討させていただけるようにしていただきたいと思いません。

○委員（平原志保君）

期限を決めてどうなったかを教えてください。

○委員（木野田誠君）

いろいろ問題はあるかと思いますが、霧島地区にとって、牧園も入りますけれども、この温泉はどうしてもなくてはならないものですから、その辺を十分考えて理解して、もちろんやっつけちゃって思いますが、今後も一層この温泉事業を継続していく方向性を一生懸命頑張りたいと思います。

○委員長（新橋 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第77号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時46分」

「再 開 午前 1時49分」

△ 議案第78号 平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第79号 平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第78号、平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第79号、平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第78号、平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。事業概要につきましては、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、台明寺配水区(中央地区3工区)基幹管路布設工事他37件、延長1万296mの工事を実施し老朽管等の耐震化を図りました。また、設備更新工事につきましては、溝辺竹山水源地濁度計設置工事、霧島地区計装盤等改修工事等の整備を行い、安定した給水能力の維持に努めたところです。業務実績につきましては、年度末給水人口が12万1,430人で前年度と比較して581人減少しましたが、年度末給水件数は5万9,526件で394件増加しております。年間総配水量は1,731万2,960^mで、一日平均配水量は4万7,433^mとなり、前年度に比較して657^m増加いたしました。なお、年間総有収水量は1,501万5,360^m、有収率は86.73%で、前年度に比較し0.59ポイント低くなっております。次に、経営成績につきましては税抜きで総収益22億4,241万9,964円、総費用16億4,613万3,438円、差し引き5億9,628万6,526円の純利益で、前年度より3,865万7,522円増加し、対前年度比6.9%の増となっております。また、収支比率におきましては、総収支比率136.2%、経常収支比率136.2%となり、前年度の比較では、総収支比率、経常収支比率ともに3.1ポイント増えており、平成30年度決算は、ほぼ良好な経営状態が保たれているものと考えております。以上、概要を申し上げますが、今後も企業会計の原則である独立

採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいりたいと存じます。なお、詳細につきましては、後ほど参事が説明申し上げます。次に、議案第79号、平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。本議案は、平成30年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。平成30年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金9,859万3,120円と当年度純利益5億9,628万6,526円の合計額6億9,487万9,646円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額2億8,043万2,787円を加えた9億7,531万2,433円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち2,500万円を減債積立金に、5億7,043万2,787円を建設改良積立金として処分、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額の合計2億8,043万2,787円を資本金に組み入れ、残額9,944万6,859円を翌年度繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

議案第78号、平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。霧島市水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明して参ります。決算書の1～4ページは、水道事業決算報告書で金額は税込表示となっております。1～2ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は給水サービスの提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の第1款、道事業収益の決算額は、19億4,506万830円で、対予算比は100.8%、うち仮受消費税及び地方消費税が1億3,786万5,184円です。第2款、易水道事業収益の決算額は、4億6,053万4,657円で、対予算比は100.0%、うち仮受消費税及び地方消費税が2,531万339円です。なお、収益的収入の決算額は24億559万5,487円で、対予算比100.7%となります。次に、支出の第1款、水道事業費用の決算額は12億9,977万361円で、対予算比が92.3%、うち仮払消費税及び地方消費税が2,730万4,115円です。第2款、簡易水道事業費用の決算額は4億4,792万3,793円で、対予算比が91.9%、うち仮払消費税及び地方消費税が1,025万6,001円です。なお、収益的支出の決算額は17億4,769万4,154円で、対予算比92.2%となっております。また、収入から支出を差引いた額は6億5,790万1,333円になります。続きまして3～4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備費用及びこれらに要する資金であります。収入の第1款、水道事業資本収入の決算額は300万7,000円で、消火栓設置に係る一般会計負担金及び固定資産の売却代金です。対予算比は100.2%、うち仮受消費税及び地方消費税は518円です。次に、支出の第1款、水道事業資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め6億573万1,778円、うち仮払消費税及び地方消費税が3,067万7,982円で、翌年度繰越額は2億5,978万2,203円となっております。第2款、簡易水道事業資本的支出の決算額は、5億1,995万6,561円、うち仮払消費税及び地方消費税が3,049万589円で、翌年度繰越額は1億5,831万8,440円となっております。資本的支出の決算額は11億2,568万8,339円で、対予算比は69.8%です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額11億2,268万1,339円は、当年度分損益勘定留保資金7億8,108万499円、建設改良積立金取り崩し額2億8,043万2,787円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,116万8,053円で補填しております。続きまして5～6ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応する全ての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は20億6,217万7,560円で、営業費用が16億457万2,352円となっており、営業収益から営業費用を差引いた営業利益が4億5,760万5,208円となります。次に、営業外収益は1億8,023万4,882円、営業外費用は4,145万5,382円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は1億3,877万9,500円となり、営業利益に営業外

利益を加えた経常利益は5億9,638万4,708円になります。続きまして、6ページになりますが、特別利益が7,522円、特別損失は10万5,704円で、差引9万8,182円の損失となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は5億9,628万6,526円になります。前年度の繰越利益剰余金9,859万3,120円、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額2億8,043万2,787円を当年度の純利益に加えた当年度未処分利益剰余金は9億7,531万2,433円になります。次は、7～8ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は損益計算上の利益の額により得られるものであります。計算書上段の前年度末残高から議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額となります。資本金は、6億761万3,256円を組入れ156億874万4,647円に、減債積立金は2,800万円を積立て4億5,600万円に、建設改良積立金は5億2,761万3,256円を積立て22億2,000万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の建設改良積立金が2億8,043万2,787円の取り崩しにより19億3,956万7,213円に、未処分利益剰余金が、建設改良積立金取崩し額2億8,043万2,787円及び当年度純利益5億9,628万6,526円を加え、9億7,531万2,433円で、利益剰余金合計は33億7,087万9,646円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は189億9,583万1,898円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、9ページの資産の部ですが、固定資産のうち、有形固定資産の合計額が192億5,288万9,419円、無形固定資産の合計額が310万653円で、固定資産の合計額は192億5,599万72円になります。詳細は34～37ページの固定資産明細書に掲載してあります。次に流動資産ですが、合計額は36億3,817万4,799円で、うち現金預金は34億2,718万7,912円で、平成31年度への繰越現金となります。未収金は、5,099万9,308円で、詳細につきましては22ページに未収金明細書に掲載してあります。また、未収金貸倒引当金135万円は、過去の貸倒実績率で算出した額になります。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、228億9,416万4,871円となります。次に10ページの負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益に区分され、1年以内に納期が到来するものを流動負債に、流動負債及び繰延収益以外の債務で、納期が1年以降に到来するものを固定負債に分類してあります。固定負債は14億8,684万1,677円、流動負債は3億8,904万2,246円で、うち未払金が1億1,700万7,485円となっております。また、賞与引当金1,562万9,000円及び法定福利費引当金309万5,000円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、平成30年度の負担となる平成30年12月から平成31年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は20億2,244万9,050円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、収益化していくものであります。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は38億9,833万2,973円になります。続きまして、資本の部です。資本金は156億874万4,647円で、剰余金は資本剰余金が1,620万7,605円、利益剰余金が33億7,087万9,646円で、併せて33億8,708万7,251円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は189億9,583万1,898円で、負債と資本の合計額は228億9,416万4,871円となります。この金額は、9ページの資産合計と一致いたします。11～12ページは注記表になります。注記表は、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を掲載したのになります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の13～24ページは水道事業報告書です。13ページは概況です。平成30年度は、配水管の新設・増径・老朽管の布設替等の配水管布設工事38件、延長1万296mの工事を行っております。職員に関する事項は、水道事業支弁の職員数を掲載しております。平成31年3月31日現在の職員数は25名です。14～16ページは、工事概要となっております。水道事業

は合計27件で、事業費は前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて3億2,339万9,552円、簡易水道事業は合計22件で、事業費は前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて2億6,987万1,076円となっております。なお、16ページには平成29年度からの繰越工事を掲載しており、水道事業が3件で3,025万3,608円、簡易水道事業が4件で1億3,466万7,144円となっております。また、平成31年度への繰越工事は、水道事業が10件で2億3,089万2,203円、簡易水道事業が6件で1億4,317万3,440円となっております。続きまして、17ページは業務量で、18ページに水道事業・簡易水道事業別に内訳を掲載しております。年度末給水件数は5万9,526件で、年間配水量が1,731万2,960m³、有収水量が1,501万5,360m³となっており、有収水量を配水量で割った有収率は86.73%で、前年度比較で0.59ポイントの減となっております。供給単価は131円87銭で前年度より7銭高く、給水原価は102円47銭で前年度より3円13銭低くなっております。次に、19～23ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、資本的支出の契約額300万円以上のものを掲載しております。水道事業が28件、簡易水道事業が20件となっております。21ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が19億1,303万5,601円、当年度の償還高が2億7,209万6,776円で、平成30年度末残高は16億4,093万8,825円です。なお、企業債明細書を38～41ページに掲載しております。22ページには未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は5,099万9,308円です。23ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、平成30年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が34億2,718万7,912円で、この額が平成31年度への繰越現金となります。24ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが12億5,979万7,000円の増、投資活動によるものが8億7,763万7,000円の減、財務活動によるものが2億7,209万7,000円の減で、資金増加額は1億1,006万3,000円となり、資金期首残高33億1,712万4,000円にこれを加えた資金期末残高は34億2,718万7,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、25～31ページは収益費用明細書、32～33ページは資本的収支明細書で税抜きの決算状況です。34～37ページは固定資産明細書、38～41ページは企業債明細書となっておりますので、お目通しください。42ページは消費税計算書です。平成30年度の消費税及び地方消費税は6,400万600円となっております。以上が、平成30年度霧島市水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第79号、平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

総括のところで少し報告があるのかなと思っていましたけれど触れられておりませんので、少しお聴きしておきたいと思います。13ページの総括事項のところに、職員に関する事項ということが記載されております。平成31年3月31日現在の職員は24人ということになっております。前年度と比較してどういうふうになっているか、まずお示しください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

平成29年度末の職員の配置状況を説明します。その区分の表の損益勘定支弁職員は31名おりました。それと資本勘定支弁職員1名、合計32名いたるところでございます。

○委員（宮内 博君）

7人少なくなっているということですよ。それは昨年度4月から導入した水道事業の包括的な業務委託に関係すると思いますけれども、まずその部分を確認させてください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今委員がおっしゃられるように、窓口を包括的に民間委託いたしまして、その委託をした分で7

名の職員の減になったと考えております。

○委員（宮内 博君）

平成30年度から令和2年までの3年間、この業務委託費として3億2,600万円余りが計上された経過があるのですけれども、単年度の経費節約効果が約1,400万円というような形で報告された経過があるのですけれども、平成30年度は結果的にどうだったのか、その辺をもう少し詳しく報告していただけないか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

平成30年4月から窓口業務等包括的委託を実施しております。平成29年度と平成30年度の決算で民間委託に係る費用を比較した場合、1,750万円程度の削減効果があったところでございます。要因としましては、先ほども言われましたように、職員が減になったことによる人件費の削減効果があったものと考えております。

○委員（宮内 博君）

予定よりも少し削減効果があったということでありまして、実際に水道課に行きますと、1階部分は民間事業者がずらっといらっしゃるわけです。それで、直接、事業に関係することになると2階のほうに行かなければならないというふうになっています。それで、包括的業務委託がなされる当時、いろいろな不安要素がありました。一つには、個人情報がいかに守ることができるのかという点であったかと思っております。それで、もう一つは5億円を超える純利益を上げている事業の中で、そんなに年間を通じて1,700万円ほどの削減効果しかない部門を民間委託していいのかという議論もした経過があったわけですが、そういう中で、検針業務でありますとか窓口業務だとかそういうところも民間事業者になったわけですが、懸念されていたそれらの問題等について、事業実施1年を通じて、どのような事例があったのか、その辺をもう少し報告してもらえませんか。

○水道管理課主幹（田之上博君）

今ございました包括的業務委託についての成果のことについてだと思われましても、まず平成30年4月1日から包括的委託のほうを始めております。今ここで1年半経過しております。その中での成果という位置付けだと思うのですけれども、まず第1点、委託後の収納率について検証した結果がありますので説明させていただきます。3月末時点での対前年度収納率比較におきましては、平成29年度97.48%でした。それに対しまして平成30年度につきましては97.67%ということで、0.19%の増加ということになっております。職員のほうが業務していた頃と大きな差はないのですけれども、収納率については現年度、過年度につきましても増加しているという結果でございます。それから包括委託後にいろいろな心配されていた件があると思うのですけれども、新たな取組と致しまして、企業の異動、転勤に伴いまして、水道の利用開始と中止が多くなる時期がございます。その時期につきましては9月末、土日に窓口を開庁しまして、電話の応対をしております。時期は9月29日、30日に実施しているわけですが、対応件数が52件ほどございました。滞納整理業務の一環としてこういう業務を9月末の土日に開庁しまして行っております。それから、ほかに滞納整理業務の一環としましては、市外の近隣市町村への転出未納者がいらっしゃるものですから、訪問徴収を実施しております。第1回目は鹿児島市を対象に、11月10日に行っております。結果としましては、債権件数73件、59万4,253円に対しまして、33件13万1,159円の徴収収納ができております。そういうことで、今までできなかったことに対しまして、新たな取組を実施しているところではあります。

○委員（宮内 博君）

市民の個人情報に関わる多くの情報が民間業者に集約されるという点についても、大きな問題があるのではないかとこのように議論した経過があります。その中でどのような問題が起こっているのかということについて、報告するような部分があるのかどうか。また、それらの個人情報が集約

されることによる漏えいを防ぐために、水道部ではどのような日常の取組を、包括事業に移行する前と移行後に行っているか、お聴きしておきます。

○水道管理課主幹（田之上博君）

今のお話の個人情報の関係でございますけれども、水道管理課におきましては、お客様センターのほうに委託しておりますが、業務の概略を示しました業務日報と業務月報を提出していただいております。毎月、定例業務履行報告会議を行いまして、その会議の中で、今言われました個人情報の遵守とか、当月内の業務の進行状況について、円滑に事業を進められるように精査しております。それから、当月内において発生した事案、クレーム等でございますけれども、その事案についての情報を共有化しまして、今後その改善策を協議して翌月以降の業務に反映させて、住民サービスを向上させるように努めているところです。

○委員（松元 深君）

18ページですが、有収率についてお伺いしますが、平均では86.73%、水道事業では87.66%、簡易水道は82.16%なのですが、水道事業では1,773㎡ぐらいがお金になっていない分なのですが、消防で使ったりいろいろあると思うのですが、その割合が大体分かっているんですか。漏水がどのくらいとか、はっきりとは分からないと思うのですが、公的に使った水があると思うのですが、そこをまず教えてください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今委員がおっしゃるように、有収率に反映していない水量というのがあるわけですが、原因としましては漏水であったり、火災であったり、消防の訓練であったりということが考えられますけれども、その数値についてはこちらのほうでは把握していないところでございます。

○委員（松元 深君）

簡易水道のほうも多分、防火に使ったりいろいろあると思うのですが、特に簡易水道は82.16%と昨年より少し下がっているわけですが、単価としては上がって、これは給水単価が下がっているから、営業としてはいいのでしょうか、両方とも例えば水道事業が90%になれば4,500万円の増益、簡易水道が85%になれば1,000万円程度増収になるという計算なのですが、そこら辺の特に簡易水道については、これからもまだまだ給水率の維持に大変だと思うのですが、もっと今度は維持しても漏水が多くて給水率が下がってくる状態にあると思うのですが、その辺に対しての手立てをお伺いします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

有収率を上げるために一番効果があるのは、やはり漏水箇所の配水管等の布設替えだろうと考えております。そのようなことから、漏水多発地域の配水管の布設替え工事等を重点的に行っていて、漏水のほうを少しでも減らしていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

その優秀率の関係でありますけれども、簡易水道の有収率が水道と比較して非常に悪いということとあります。福山地区の老朽管の問題というのがかなり影響しているというのは、これまで議論をされてきたところでもあったのですけれど、それにしましても前年度比で0.77%落ちているということになっているわけですが、簡易水道の有収率を引き上げるために、平成30年度、老朽管の布設替等、簡易水道ではどれくらいなされたのか、その辺を少し御説明いただけませんか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

簡易水道の配水管の布設替えを、平成30年度に15件行っております。延長で5,702mでございます。

○委員（宮内 博君）

そういう中で、有収率が上がらなかったというのは、どういうふうに分析をされ、どういうところに今後力を入れていこうとしているのですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

配水管の布設と併せて、職員による漏水調査。職員による漏水調査で見つけられない場合は、専門業者に委託して調査を行っています。調査して漏水箇所が発見されたときには、それを止水するという作業を繰り返しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

特にこれまでの議論の中で、対応が求められていたのは福山地区の関係ではどこを管が走っているのか、はっきり分からないということが随分あるというようなことでありました。そういうところから漏れていても発見がなかなかできないと。地表に出てくれば当然分る話ですけれども。そういう所はどれほど解消されたのでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

平成30年度も福山の牧之原総合支所、管路が民地に入っている部分がございます。そこを公道の中に移すという配水管の布設替工事を行っております。

○委員（宮内 博君）

地面の下のとのことですから、全部掌握するのも困難があるだろうというふうに思いますけれど、推定値であとどれぐらい管路が判らないものが残されているというところと掌握できるのでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

三、四年前に、配管図の整備をしようという計画もありましたけれども、配管図の調査というのも地中にあるものですから、なかなか確実に場所を確定できないだろうということで、その調査を取り止めて、実際、排水管の布設替えを先行したほうがよいのではないかとということで、工事のほうを先行してやっているところでございます。ですので、なかなか不明管がどこに何mあるかというのをつかむのは難しいというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

探すよりも新しく施設するという方針転換をやって、給水を高めようというふうになっているということですね。それにあとどれぐらいかかる可能性があるのですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

牧之原周辺はまだ着手したばかりでございまして、まだかなりの延長が残っているものと考えております。実際何年というのは今ここでは回答できないと思います。

○委員（宮内 博君）

地面の下にあるものですから、原簿そのものを全部検証ができないという問題もあるのかなというふうに思いますけれども。とにかく計画的にやるしかないということでしょうけれども、ぜひともそこのところは力を注いでいただきたいというふうに思いますけれども。もう一つは、水道事業、これから老朽管の布設替えでありますとか、耐震性のあるものに変えていくとか、様々な課題があるろうというふうに思いますけれども、そういう上でも、利益率が高いということに越したことはないんではないかと思っております。純利益が55億9,628万6,000円ということで、計上されていますけれども、この利益率の関係ですが、全体でいうと、かなり利益率が高いですね。簡易水道の分を上水道でみているという部分もあるのでしょうか。給水収益からすると36%ぐらいの純利益率かなと思うのですが。これは県内19市の状況でも同じような利益率を出しているのですか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

県内19市の状況から申し上げます。利益率で申し上げますと、霧島市につきましては、上から3番目になっているようでございます。

○委員（宮内 博君）

ということ全部分かっていることですよ。それをお知らせしてもらえませんか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

営業利益率の1番高いところが阿久根市で32.8%。今の営業収支、営業利益率でいきますと霧島市は2番目でした。22.2%。3番目が南さつま市、21.9%。4番目が枕崎市18.7%。5番目が鹿屋市17.7%、6番目が垂水市17.4%、7番目が薩摩川内市17.3%。8番目が指宿市15.4%。9番目が鹿児島市13.5%。10番目が始良市9.0%。11番目が出水市8.2%。

○委員（宮田竜二君）

22ページ目に未収金の明細がありますが、平成22年度から表示していただいていますけれども、平成21年度以前本当はあるのですけれども、時効が成立するから記載していないのか教えてください。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

未収金については、ここに記載がある全て、今、未収金で残っているものであります。今、委員がおっしゃいましたように、過去の分について一部、不納欠損で落とした分もございます。

○委員（宮田竜二君）

直近の平成30年度の水道事業のほう是件数でいくと、1万2,568件もあるのでありますが、この件数は、今、供給は停止されているのでしょうか。そういうわけではないですね。未収金だからということで。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今、委員がおっしゃいましたように、企業会計は3月31日をもって決算をとりますが、一般会計の場合は、4月、5月出納整理期間をとって、その分を含めて収入として報告があったかと思いません。それで平成30年度の未収金の額が上水で3,700万円、簡水で564万8,000円と。ここで平成30年度分が特出して大きい理由は、出納整理期間がないことによる部分であります。ちなみに出納整理期間後の収入状況を申しますと、未収金合計、5,099万308円に對しまして、5月末で3,573万882円収入が既にされております。それでさらに9月末になりますと、さらに増えまして4,255万3,075円が収入済額となります。3月31日は5,099万円あるのですが、9月末では4,200万円ほど入ってきていることとなります。

○委員（宮田竜二君）

それ以前の古いものというのは、どういう処置をされているのですか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

先ほども言いましたように、できるだけ収納のほうも、古くなれば古くなるほど、債権の回収も厳しくなるものですから、できなく古いものから債権の回収をしているようでございますけれども、ここにありますように、平成22年より以前の未収金というのは帳簿上ございません。先ほど言いましたように不納欠損等で処理して、それ以前のものはないところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど、19市の状況を紹介いただきましてありがとうございました。それで利益率でも19市中2番目に霧島市は上げているということでもあります。それで今後想定される事業費からして、一定の利益率を確保しなければいけないというようなこと等もあろうかというふうに思いますけれども、その辺がどのような議論されているのか。そうでなければ、それほど利益率は高く設定しなくても、引下げという選択肢も残されるのかなというふうに思うのですけれど。平成30年度の状況を踏まえて、それらのことは議論がなされているのでしょうか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

宮内委員がおっしゃいますように、今5億9,000万円ほど純利益がございます。決算書24ページにキャッシュフロー計算書を添付してございます。そこで当年度の現金の増加は、1億1,000万円程度しか、純利益は5億円ほどあるのですが、1億円しか現金は増えていないような状況でございます。収益的収支により発生する利益は、工事の資本的支出に充てているための補填財源になることから、

今後施設の更新を進めていくためには、必要な額であると考えているところでもあります。併せて水道料金を下げることが考えられないかということですが、今後も人口は増加が見込めず、使用水量が減少していくことが予想されております。しかし災害に強いライフラインを構築するためには、老朽施設等の更新に加え、耐震化も進めていく必要があります、市内全域の施設を維持していくためには、相当な財源が必要になると考えているところでございます。今後コスト削減など、財源確保に努めていく必要があります、県段階では水道料金を下げるとことは、今のところ考えてはいたくないところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに人口減少に伴う問題、老朽化に伴う問題、耐震化の補強をしていく問題等々あるかと思えますけれども、そういったことをしっかり説明ができるような体制を堅持してもらいたいというふうに要請しておきます。それから企業債の関係でお尋ねしますが、年度末残高が16億4,093万8,825円ということで、21ページに記載がされているのですけれども、それぞれの利息は幾らの利息で借り受けているということになっていきますか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

利息につきましては、上水道につきましては決算書38ページから39ページ、簡易水道につきましては40ページから41ページに利息まで含めて掲載してございます。

○委員（宮内 博君）

中でも財政融資関係の中で4%を超えるものがあるのですけれども、資金に余裕があれば繰上償還というのでも可能なかなというふうには思いますが、この4%を超えるものについては、そういう繰上償還ができるものなのか、一定の制限があってできないものなのか、その辺はどうですか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

ここの明細にありますように、4%を超えている企業債も多々あります。過去に恐らく5%だったと思いますけれども、補償金免除、利息分につきましては補償金という、一括償還をしても補償金を払わないといけないということになっております。それで政府がある程度高い利率以上の分については、その補償金を肩代りしましょうということで、補償金免除で繰上償還をしたケースがございます。その内訳が38ページの市中銀行というのが一番下に2件ほどあると思います。そのときに借換えをしたときの借換債が、その市中銀行の分になります。ですので、企業債を一括償還しても、その利息分だけが免除になるというのではなくて、代わりに利息相当額の補償金を払わないといけないということで、一括償還してもメリットは余りないものだと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

償還周期もあと何年かというところが多いですよ、4%を超える分については。と同時に、繰上償還をしても今、御回答があったように恩恵はないということで、現状どおり払わざるを得ないという理解でよろしいですか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今のところ、その政府が4%以上の繰上償還の補償金免除の制度を作ってくれない限りは、一括償還をする予定ではございません。

○委員外議員（植山利博君）

先ほど議論がありましたけれど、有収率が若干下がっているわけですが、これはここ数年の傾向だという理解でいいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

ここ数年の有収率の変化をみますと、上がったたり、下がったりというのを繰り返しているようでございます。

○委員外議員（植山利博君）

布設替えがどんどん進む中で、有収率が高まっていかなければいけないのかなという気がするのですが、上がったりがったりするということは、どういうところに要因があると分析されていますか。

○委員長（新橋 実君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時48分」

「再 開 午後 3時05分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

先ほどの質問でございますが、市内には約1,405kmの水道管がございます。平成30年度に布設替えしたものが1万296mということで、更新率としましては0.6%ということで、更新率がなかなか上がっておりませんが、それに比例して有収率も画期的にはね上がるということがなかったというふうに考えているところでございます。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第78号及び議案第79号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時06分」

「再 開 午後 3時06分」

△ 議案第80号 平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第81号 平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、及び、議案第81号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。工業用水道事業につきましては、平成30年度は16社22事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日291m³で、年間使用水量である有収水量は5万8,870m³となっており、前年度に比較して3,560m³増加しております。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、11万4,107m³で前年度より2,010m³減少しております。経営成績を見ますと、総収益2,319万4,282円、総費用2,093万5,431円で、差引き225万8,851円の純利益となっておりますが、一般会計から272万3,000円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えております。また、平成25年度から老朽施設の更新に着手しており、平成30年度は浄水場の施設更新工事として、電気設備工事を実施したところです。厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進するとともに工業用水を安定的に供給するための必要

な整備を行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど参事が説明申し上げます。続きまして、議案第81号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分については、議案第79号と同様に平成30年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金233万2,692円と当年度純利益225万8,851円の合計額459万1,543円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額35万8,243円を加えた494万9,786円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち235万8,243円を建設改良積立金として処分、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額の合計35万8,243円を資本金に組み入れ、残額223万3,300円を翌年度繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○上下水道部参事兼水道管理課長（坂之上浩幸君）

議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定について御説明申し上げます。決算書の1～4ページは工業用水道事業決算報告書で、1～2ページが決算報告書の収益的収入及び支出です。収益的収入の第1款工業用水道事業収益の決算額は2,319万4,282円で、対予算比は92.0%です。次に、収益的支出の第1款、工業用水道事業費用の決算額は、2,093万5,431円で、対予算比は83.0%で、収入から支出を差引いた額は225万8,851円となります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出ですが、収入は2,000万円で対予算比は97.3%です。支出につきましては2,184万800円で、対予算比97.5%になります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額184万800円は、当年度分損益勘定留保資金148万2,557円、建設改良積立金取崩し額35万8,243円で補填しております。次に、5～6ページの損益計算書です。営業収益は551万3,655円、営業費用は2,093万5,431円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,542万1,776円の損失となります。次に、営業外収益は1,768万627円で、営業利益を加えた経常利益は225万8,851円となり、この金額が30年度の純利益になります。前年度の繰越利益剰余金233万2,692円及び当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額35万8,243円を当年度の純利益に加えた当年度未処分利益剰余金は494万9,786円になります。続きまして、7～8ページは剰余金計算書です。計算書上段の前年度末残高から、議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額で、資本金は20万6,968円を組入れ2,244万325円に、建設改良積立金は220万6,968円を積立て1,300万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の建設改良積立金が、35万8,243円の取崩しにより1,264万1,757円に、未処分利益剰余金が、建設改良積立金取崩し額35万8,243円及び当年度純利益225万8,851円を加え494万9,786円で、利益剰余金の合計額は1,934万1,543円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は8,377万6,868円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。9ページは、資産の部です。固定資産合計は3億3,716万899円で、詳細は19～20ページの有形固定資産及び無形固定資産明細書に掲載してあります。流動資産合計額は4,461万5,630円で、このうち現金預金は4,459万2,060円で、平成31年度への繰越現金になります。固定資産及び流動資産を合わせた資産の合計額は3億8,177万6,529円です。次に、10ページの負債の部です。固定負債は修繕引当金2,499万2,590円、流動負債は未払金の63万9,740円となります。また、繰延収益は長期前受金2億7,236万7,331円で、負債の合計額は2億9,799万9,661円となっております。次は資本の部です。資本金は2,244万325円です。剰余金につきましては資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金が1,934万1,543円で、剰余金合計額は6,133万6,543円、資本金及び剰余金を併せた資本合計は8,377万6,868円、負債と資本の合計額は3億8,177万6,529円になります。これは9ページの資産合計と一致しております。11ページは注記表になります。以上が、決算書に関する説明です。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～14ページは工業用水道事業報告書です。まず、概況ですが、30年度の給水につきましては、16社22事業所に供給いたしました。使用水量は

年間5万8,870m³、契約水量は1日291m³となっております。次に、建設工事の概要ですが、電気設備工事1件、2,134万4,000円となっております。次の業務量ですが、年間配水量は6万2,381m³、年間有収水量は5万8,870m³で、有収率は94.37%となっております。次は13ページになります。供給単価は、48円17銭で前年度より1円73銭低く、給水原価は、52円44銭で前年度より28円68銭低くなっております。次は主要契約の要旨になります。300万円以上のものを掲載しており、該当する契約は、電気設備工事1件となっております。14ページには、事業資金収支表を掲載しております。受入資金が7,092万9,016円、支払資金が2,633万6,956円で、差引額が4,459万2,060円となり、次年度への繰越現金となります。15ページはキャッシュフロー計算書で、水道事業と同様に間接法を用いております。業務活動によるものが374万7,000円の増、投資活動によるものが184万1,000円の減で資金増加額190万6,000円となり、資金期首残高4,268万6,000円にこれを加えた資金期末残高は4,459万2,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。以下、16～18ページに収益費用明細書及び資本的収支明細を、19～20ページに固定資産明細書を掲載しております。以上が、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第81号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分の説明につきましては、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

企業の方が16者22事業所となっているという報告をいただきましたけれども、前年度より、この企業数は増えているのでしょうか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

平成29年度決算におきましては16社21事業所でしたので、1事業者が平成30年度中に増えています。

○委員（山田龍治君）

本市の工業水道は1m³当たり45円ということで示されておりますけれども、この全国の平均、また九州地区の平均がお分かりになったら、御説明いただけますでしょうか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

平成30年4月1日現在の状況で申し上げます。全国平均が22円57銭。九州沖縄地区では22円89銭という数字が出ています。

○委員（宮内 博君）

13ページの供給単価と給水原価の関係でお伺いします。平成29年度は給水単価が81円12銭、供給単価が49円90銭ということで、31円22銭の開きがあったわけですが、今回、4円27銭という形になっております。それが生じたのは長期前受金戻入金が大きく影響しているのかなというふうに思いますけれども、そのところ少し説明いただけませんか。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

今、委員がおっしゃるように平成30年度と平成29年度の給水原価を比較した場合、かなり開きがございます。今、言われたように長期前受金戻入金も影響してくるのですが、平成29年度につきましては、工業用水道の管理棟の防水の修繕工事をしたものですから、その費用が三百数十万円掛かっておりまして、13ページにありますように、今年の経常費用は2,093万5,431円なのですが、前年度の経常費用が2,501万4,580円ということで、500万円程度費用少なくなっていることが、単価の減った大きな原因と考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど上水道事業の関係を議論したばかりでありますけれど、部長の口述で企業会計の原則、独

立採算制ということで述べられているわけです。この工業用水道については独立採算制ではなくて、本年度も一般会計からの繰入れをするという状況になっているのですが、少なくとも原価を下回って供給するというようなことを改善するということになりまして、どのくらい企業の負担が増えるのですか。そんなに多額の負担になるのかという点でお尋ねしたいと思います。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

山田委員もおっしゃいましたように、工業用水道は責任水量制をとっています。1 m³当たり45円ということで、1日当たり最低10m³の契約水量で契約していただいている事業所が多くございます。そういった中で、1日10m³以上使った事業所につきましては、その場合の1 m³当たりの90円の超過水量の水道使用料を頂いているところでございまして、今言いましたように、契約水量自体は12ページの表にありますように、契約水量と超過水量を合わせた水量というのが11万4,107 m³、これが契約水量を基に算出した水量でございまして、実際に使っていただいている水量については5万8,870 m³ということでございます。詳細に積算はしておりませんが、その契約水量を超える部分の1 m³当たり90円の部分を多く使っていただく企業があれば、その後、収益も上がってきて、そこは逆転をするのではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

具体的な数字ははじき出していないということですよ。市民の皆さんの水道料金からすると、かなり安く供給しているということにはなっているわけです。そのところの矛盾をどういうふうに解消していくのかという点での質問ということになっているわけですがけれども、その観点から平成30年度中、どういうふうに議論してきたのかということをお聴きしておきます。

○水道管理課主幹（川畑信司君）

委員おっしゃるのは、料金改定を考える意思はないかというようなことだと思いますけれども、本市の工業用水道につきましては、当時の通商産業省から示されました工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の取扱いについての基準料金を根拠として運用しているところでございます。料金改定につきましては、現在まで議論した問題であり、企業誘致等の問題もあることから、上下水道部だけの問題ではなくて、霧島市全体として考えていかななくてはならないと考えているところでございまして、今後、全庁的に検討していかなければならないことではないかと考えているところでございます。

○委員長（新橋 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第80号及び議案第81号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時28分」

「再 開 午後 3時30分」

△ 議案第76号 平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第76号、平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、総括説明をいたします。決算

書の256ページ～274ページ、本市の下水道事業は、国分隼人地区の公共下水道事業と牧園地区の特定環境保全公共下水道事業を実施しており、公共水域の保全及び生活環境の向上を図っており、本年度から地方公営企業法の全部適用を行いまして、平成30年度の決算は打切りで決算を行いました。歳入歳出予算現額は、22億9,483万3,000円で、歳入調定額は22億2,302万3,988円、収入済額は20億5,181万5,696円、不納欠損額は127万259円、収入未済額は1億6,993万8,033円、支出済額は18億6,084万7,727円、翌年度への繰越額は2億2,408万4,000円、不用額は2億990万1,273円です。また、歳入歳出差引残額は、1億9,096万7,969円です。支出済額の内訳につきましては、総務費が3億4,623万6,100円で、主なものは人件費及び施設維持管理に係る委託料などです。続きまして、土木費が7億6,808万5,461円で、主なものは公共下水道整備事業、特環下水道整備事業における管渠整備等に係る工事請負費及び委託料等です。次に、公債費は7億4,652万6,166円であり、元金及び利子の償還金です。決算に係る主要な施策の成果については、下水道課長が説明いたしますので、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

平成30年度決算に係る主要な施策の成果について説明いたしますので、150ページをご覧ください。下水道管理運営に係る歳出の主な内容と致しましては、汚水処理場の維持管理に係る経費でありまして、適切な管理運営を実施したとともに、平成30年度の特異な支出につきましては、公営企業会計移行支援業務に係る委託料があり、平成28年度から着手し、令和元年度から複式簿記を導入し会計処理を行い、平成30年度は打切り決算を行いました。また、公共下水道整備に係る歳出の主な内容につきましては、国分隼人処理区における下水道事業整備に係る投資的経費でありまして、平成30年度の特異な支出につきましては、国分隼人クリーンセンターの長寿命化及び3池目増設に係る建設委託業務があります。整備状況につきましては、平成30年度は国分隼人処理区において、8.6haの整備を実施し、平成30年度末の総整備面積は、845.4haとなり面整備率は、計画決定面積1,713haに対し49.4%、認可面積915.5haに対しては92.3%です。次に、主要な施策の成果の151ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道に係る歳出の主な内容につきましては、高千穂処理区における下水道事業整備に係る投資的経費です。整備状況につきましては、平成30年度末における高千穂処理区の総整備面積は、昨年同様125.0haで、面整備率は、計画決定面積140haに対し89.3%、認可面積135haに対しては、92.6%です。以上で、平成30年度決算に係る主要な施策の成果について説明を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

決算書の265ページと270ページです。受益者負担金の関係についてお伺いしたいと思います。現年度賦課金調定額3,061万3,010円に対して、収入済額が2,902万1,360円という報告がなされております。歳出の269ページから270ページには報奨費として、726万7,000円の予算現額に対して564万3,500円の支出済額が報告をされております。これの具体的な件数と報奨費564万3,500円は実際に受益者負担金として納められた方のどのくらいの率に及ぶのかということについてお聴きしておきます。

○下水道課長（池之上淳君）

受益者負担金につきましては、平成30年度に新たに賦課した244件3,819万7,250円のうち、78.7%に当たる192件が全期前納でございます。その納付額につきましては約75.7%に当たる2,893万3,150円でございます。あと、前納報奨金の件数でございますが、これにつきましては全期前納、年度一括や残期一括を含んだ件数でありまして、件数は234件でございます。それと先ほど申しましたように、全期前納はそのうちの192件でございます。

○委員（宮内 博君）

全期前納が244件中192件と。それで、計算をすると78.7%かなと思いますが、先ほどの課長の計算は75点何%とかいうのがありましたが、その確認をお願いします。

○下水道課長（池之上淳君）

78.7%は、件数が78.7%です。金額のほうが75.7%の2,893万3,150円と。

○委員（宮内 博君）

長年私も議論してきました前納報奨金の関係です。今の5年間の普通預金の利息は何%ですか。

○下水道課長（池之上淳君）

1,000万円以上の大口定期5年満期の条件で、市内の金融機関では、二つの金融機関で0.06%、三つの金融機関では0.03%でした。参考までに同じ条件で国内の金融機関を検索してみますと、最も高いもので0.35%というものがございました。

○委員（宮内 博君）

それは1,000万円以上という大口の預金ですよ。1,000万円も受益者負担金を払うという方は、それはまあいらっしゃるでしょうけれども、極めてまれであると思います。それ以外ですと、10月21日の新聞報道で見ますと、税抜き後0.007%ということになっています。事業開始された頃の利率はいかほどでしたか。

○下水道課長（池之上淳君）

すみません、後ほど調べます。

○委員（宮内 博君）

調べているのかなと思いましたけれど、当時は6%を超えていますよね。それからすると0.007%ですから1,000倍と。1,000倍の報奨金を払っているということになるわけです。それで、かつては、旧隼人町の時代にも、バブル期の頃、それから何年か続きましたけれども、住民税等も前納報奨金というのがありました。一括で一年分納めるとお金が返ってくると。それは利回りがよくて、早期に回収することで口座に入れておくことでその分を取り返すことができるということから、そのような制度があったのですよね。低金利時代に入って全てなくなりました。それでこれだけがなぜ残っているのかというようなことで、もう合併からずっと、そのことを言ってきている。私はその制度が発足したときの下水道組合の議員もやっておりました。そのときにも、この件については問題提起してきた経過があるんですけど、なぜ、事業の新たな取組が行われる節目のときに検討されないのかなと思うんです。平成30年度中は、このことについてはどんな議論をしてきたのでしょうか。

○下水道課長（池之上淳君）

受益者負担金につきましては、これまでもお話をしていますけれども、平成30年度におきましても8割近い方が全期前納という形をとっておられます。受益者負担金を効率よく納めていただくために、そういったやり方をしているというのもございます。それと、県内のほかの自治体におきましても、やはり同じように報奨金制度をとっておられるところもまだありますので、そういった状況で、公営企業会計でも引き続き同じようにやろうという考えでやっている次第でございます。

○委員（宮内 博君）

実際に値引きをして市の財源になるお金は平米単価430円の受益者負担金ですけど、350円ぐらいで収まるというようなことになるわけです。それで、不平等が生じるというのがこれまでの見解でした。これまで20%の恩恵を受けている方がいらっしゃる一方で、全額負担をするということになると不平等が生じるということでした。であれば、その430円の全体の平米単価を引き下げることによって不平等の解消はできると思うのですが、やっぱりそれでも不平等が生じるのですか。

○上下水道部長（柿木安長君）

前納報奨金につきましては、何年もずっと委員がおっしゃるように議論してまいりました。今までは、そういう報奨金をもらわれた方もいらっしゃいますし、また、その近辺を工事するに当たり、この報奨金を廃止するとなると、やはり今までの方に比べて不平等になるということもあります。また、負担金の引下げということも考えられないかということもありましたけれど、報奨金の分を下げるという考えではなくて、最初の430円という負担金が決まったのが、全体額からいろいろ計算しまして430円というのが決まっております。その中で、徴収を効率よくやろうということで、この日本全国の中で報奨金制度というのがあります、この制度を取り入れているところがございます。今後も、まだ全体計画も縮小しないといけないということで、今、見直しを行う最中なのですが、報奨金につきましては、このまま続けていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

一番考えなければいけないのは、一括して納めることができない人たちに負担が掛かってきているということです。ですから、そういう問題点もこの問題は含んでいうことも考える必要があると思うのです。一度決めた制度はなかなか見直しが利かないということでもありますけれども、時代背景としては当時、六・数%の利息が付いていたのが、その1,000分の1に縮小して、ほとんど利子が付かなないということは、当時は想定されなかったのではないのかなと思うのです。そういう中で、20%割引しても利息は更に上回るという計算があつて、事業費が大幅に縮小することはないというようなことがあつたわけです。そういうことが通用しなくなっている時代的な変化もあつて、どこかで踏み切つて受益者負担金そのものを見直していくというようなことをしていかないと、一層矛盾は広がるのではないかなと思いますので、これ以上議論しても平行線でしょうから、ぜひそのところは申し上げておきまして、平成31年度以降にぜひ議論もしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（新橋 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時54分」

「再開 午後 4時10分」

△ 議案第71号 平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案13件の議案処理を行います。議案番号順に行います。まず、議案第71号、平成30年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（新橋 実君）

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

平成30年度の一般会計の決算について反対の立場から討論をさせていただきます。平成30年度の一般会計の決算は歳入総額591億234万円、歳出総額564億2,968万7,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支を23億2,174万1,000円と報告をしております。一方、平成31年3月31日までの財政調整に活用可能な三つの基金のうち、財政調整基金は平成29年度末現在高98億9,879万

1,000円から6億6,556万1,000円減額をし、92億3,322万9,000円とする一方、特定建設事業基金を11億4,054万7,000円増額して36億2,407万2,000円としているのであります。その結果、平成30年度決算における3基金は5億7,783万5,000円増の148億4,709万1,000円と報告をされております。本決算に反対する第一の理由は、地方交付税調定額143億1,698万7,000円に対して、予算現額は136億円643万4,000円であり、その差額7億1,055万3,000円を予算に計上していないことであります。地方自治法は第210条に総計予算主義の原則を掲げ、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと明記しており、本決算においても、その原則的においては、その原則的な会計処理がなされていないことが第一の反対の理由であります。第二の理由は平成29年3月26日から開始された鹿児島空港運用1時間延長に伴い、午後10時まで空港利用が可能になり、騒音時間が拡大されたことにより、空港周辺の環境整備や騒音対策に活用できる航空機燃料譲与税1億5,212万7,000円の活用の在り方についてであります。平成30年度は航空機燃料譲与税の46%が共同利用施設や学校などの騒音防止のために活用されましたが、個人住宅の騒音防止には19万3,000円しか活用されていないのであります。この個人住宅への騒音防止対策は、第1種地域しか実施されていないため、道路を隔てて隣接する市民から防音壁の設置や騒音防止のための対策が強く求められておりますが、この声に応じておりません。十分な対策に取り組むこと強く求めるものであります。第三の理由は、部落解放同盟隼人支部に対する補助金103万円についてであります。同和地域を対象とした地域改善特別措置法は、平成14年に既に失効しております。この事業を継続させることは、社会的に解決している部落問題を掘り起こし、固定化させることにつながります。住民との間に新たな垣根や逆差別を生み、同和問題の解決に逆行するものであることを指摘するものであります。第四に牧園総合支所移転建設のための予定地造成工事費9,147万6,000円についてであります。牧園総合支所は今後、20年以上活用できる庁舎であり、新庁舎への移転後の活用策も現在まで進んでおりません。多額の事業費投入による新たな庁舎の建設には大きな問題があることの指摘を申し上げまして、以上、平成30年度一般会計決算に反対する主な理由を申し上げて、討論とさせていただきます。

○委員（宮田竜二君）

議案第71号、平成30年度一般会計決算について賛成の立場で討論をします。平成30度の本市の主な事業としましては、向花小学校や日当山中学校の大規模改造事業、国体開催に向けたスポーツ施設の改修事業、溝辺児童クラブ、下井保育園、日当山総合こども園など保育施設事業、日当山西郷どん村の整備事業、丸岡公園の改修事業、山崎線などの街路事業、国分中央地区や隼人姫城地区の総合治水対策事業など、そのほか環境福祉、産業振興、都市基盤の整備など、ソフト面、ハード面、市政全般にわたって多くの取組がなされました。私が本議案に賛成する理由は、平成30年度の実質収支が23億2,174万1,000円の黒字となっていること。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は扶助費等の増加により、前年度より1.7ポイント増加して90.5%となっておりますが、全国類似都市50団体の平均93.5%と比較してもいいこと。市債残高につきましては、平成29年度末で15億4,462万円の減、昨年度末では31億1,480万円の減として、毎年、確実に減らしてきていること。また、財政調整に活用可能な3基金の合計額につきましては、前年度からは減少しましたが、157億1,283万8,000円としています。3基金の残高が経営健全化計画より上回っていることで一部議論がありますが、類似都市に比べ、自主財源比率が40.2%、財政力指数0.55%と低く、財政基盤が弱い本市であります。今後、全国規模の大型事業の開催や施設の老朽化等による改修整備なども考えていく必要があります。令和3年度以降、普通交付税の合併特例措置がなくなりますので、歳入財源のことを考えれば、これらの基金残高は理解できるものであります。このほか収入に対する借金返済の割合である実質公債費率は更に改善し、7.3%となっております。ほかの健全化判断比率においても、全て国の健全化基準を下回っており、全体的に見ましても健全な財政運営であったと考えます。したが

まして、本決算につきましては認定すべきものと判断します。以上で、賛成討論を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第71号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人、起立多数と認めます。したがって、議案第71号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第72号 平成30年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第72号、平成30年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

この国民健康保険特別会計でありますけれども、昨年度より2億円余り、国からの交付金が増えたということの報告がなされたのが一つ大きな特徴だったと。それは、民間業者に委託をして、いわゆる精神疾患等に罹患をされているいらっしゃる患者の方たちが支払う医療費の総額が一定基準以上である場合に、交付金が交付されるという制度の活用がなされたという報告でありました。基準額のハードルが下がったということも一つの理由にされましたけれども、委員会の議論の中でもありましたように、この制度そのものは平成25年度から制度として確立されていたものであったということでもあります。示された資料では、前年度、前々年度の精神疾患の方たちが払っている医療費は少なくなっているという形で報告がされておりますけれども、交付金は約2億円増えたということでもあります。でありますので、早くから、その制度をきちんと精査をして、交付金の活用ができるような形でできていれば、恐らく平成29年度、平成28年度、それ以前の事業費の中にも、この交付金を活用できたのではないかとということが議論の中でも明らかになったのではないかと思うのです。昨年は、7年連続引下げの継続は行われていたものを、値上げに踏み切りました。そういう意味では、このような事務事業の不手際と私は参りたいと思っておりますけれども、このことが大きく起因しているのではないのかなというふうに思うのです。ですから、今後の事業費の算定に当たっては一層、国の制度を十分斟酌して活用するための方策を見出していかなければいけないということではないのかなというふうに思いますので、そこのところはぜひ報告にも付け加えていただきたいと思っております。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、平成30年度国民健康保険特別会計について、反対の立場から討論いたします。平成30年度の国民健康保険会計は、平成29年度まで7年間継続して実施されました国保税の引下げを撤回して、医療と介護に係る国保税率引き上げ、同時に12歳から18歳の子供に適用されておりました均等割75%減税の措置も撤回して実施をされたところであります。12歳から18歳までの特定扶養控除の均等割75%軽減の措置が全廃されたことによって、この年代の子供が二人いる所得250万円、4人家族

の世帯で試算した場合、国保税負担は54万8,000円であります。平成29年度と比較を致しまして、7万6,000円の負担増となって、子育て世代に大きな負担増をもたらしました。子育て環境、日本一のまちづくりを掲げる市長の下で、子育て世帯に大きな負担を強いる税率の改定が行われたことを、まず指摘しなければなりません。今、全国で進められておりますのは、国保制度のみに導入されている人頭税と言われる均等割を子供には適用しないという動きであります。これに逆行して、子育て世帯の負担を強化したのが平成30年度の国保税に引上げであったことを指摘するものであります。国保には制度上の大きな問題があります。霧島市では年金生活者と無収入の人が加入者の67%を占め、所得100万円未満の人が64%であります。所得の少ない人が多く加入して、病気にかかりやすい高齢者が多い。医療費は掛かるが負担する財政的基盤が脆弱。これが霧島市の国保の実態であります。地方自治法は第1条第2項で、住民の福祉増進を図ることを明記しており、公的な助成を行い、市民負担の軽減を図ることは、この原則論と矛盾するものではありません。全国知事会が、この国保の問題点を解消するために、国に対して1兆円の財源投入の求めているところでありまして、このような動きにも反する国保税の値上げでありました。全国では霧島市と同じ規模の自治体が50団体との報告が、今回の決算審査の中でされたところであります。その中で、平成29年度決算で霧島市が貯め込んでいる231億円余りの基金は、上位から3番目と報告をされておりました。市民生活を守る財源に不足がないことが明らかになっているところであります。この基金の一部を市民負担の軽減のために回すべきであったということも同時に指摘をして、本案に対する討論と致します。

○委員（鈴木てるみ君）

議案第72号、平成30年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場を明確にして討論いたします。本市の国保については、65歳以上の方々の占める構成割合は増加傾向にあるものの、加入世帯や被保険者全体としては減少しております。また一方、保険給付については被保険者の減少にもかかわらず、年々増加しているとの報告がありました。これは全国でも同じように国保特有の問題でもあると思います。平成30年度の決算額は、歳入総額159億9,426万9,608円、歳出総額156億9,071万7,716円で、決算収支は3億355万1,892円の黒字となっております。御存じのように、平成30年度から国保財政の広域化が行われております。県から示されました標準保険税率に基づき、税率を設定しております。この税率引上げについて、一部に異論がありますが、本市の国保の加入状況は60歳以上の方々が57.86%を占めており、100万円以下の低所得者がほとんどであります。これらの世帯においては、大変手厚い軽減措置が行われており、法定減免についても7割、5割、2割の減免を受けている世帯が全体の6割を超えている状況にあり、税率引上げによる影響額については、そのほとんどを所得の高い方々に担ってもらう形になっているところです。保険給付については、先ほど申し上げましたように、年々増加の一途にあり、その年度の歳入不足の部分について、これまでの繰上充用等で対応してまいりましたが、平成30年度限りの特例措置として、一般会計の財政調整基金より7億1,271万円余りの累積赤字補てん特例繰入金を措置されたこと、さらに、収納率を向上させていることは高く評価いたします。依然として国保財政は厳しい状況にありますので、より一層の収納対策の展開、医療費の適正化、健康予防対策などを始め、今後引き続き、国にも支援を求めていくことが必要だと思っております。したがって、議案第72号の決算認定について認定すべきと申し上げ、討論を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第72号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 8 人，起立多数と認めます。したがって，議案第72号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第73号 平成30年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に，議案第73号，平成30年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

平成30年度の後期高齢者医療制度については委員会の議論の中でも，県の広域連合の中で保険料の設定など，決定していくわけでありますけれども，制度が発足して12年，初めて保険税率の均等割額の減額，所得割率の減額等が行われたということで，執行部からの説明もあったわけです。75歳以上の高齢者を一つの制度に囲い込むという問題はありますけれども，そういう点では一定の評価ができるのではないのかなというふうに思うのですけれども。今後この制度をいかに高齢者の負担をなくして，進めていくのかというものの一つの例となればと思っていますところ。

○委員長（新橋 実君）

ないようですので，自由討議を終結し，討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第73号について，認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって，議案第73号については，全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第74号 平成30年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に議案第74号，平成30年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し，討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は，2018年度霧島市介護保険特別会計決算に反対の立場から討論に参加します。2018年度の第7期介護保険事業は，7期事業の初年度でありました。3年間の第7期事業に当たり，霧島市は世帯では住民税課税，本人非課税の基準額で年額7万1,760円へと第6期事業との対比で8.27%，5,760円の保険料引上げを行い，市民税非課税で高齢年金のみの受給者である第1段階の保険料も2万9,700円から3万2,292円へと引き上げて実施しているのであります。2018年度の介護保険準備基金の残高は，結果的に1億1,140万円を積み立て，年度末現在高を6億2,815万円と報告しております。2018年度における標準給付費の伸び率は，前年度より3.5%の伸びがあると試算されておりましたが，結果的には0.15%の伸びに留まったのであります。多額の基金積立てがある中での介護保険料引上げが実施されたのか2018年度の介護保険事業であります。2018年度から介護保険は要支援1及び2の方の訪問介護と通所介護を保険給付費からはずし，市町村が主体である介護予防日常生活支援総合事業に移行しております。その結果，居宅サービス事業費が1億2,793万円の給付費の減となったことを指摘するものであります。介護保険制度はこの間，政策の大きな後退が相次ぎ，2015年4月

からは特別養護老人ホームに入所できる高齢者を原則要介護3以上に限定し、同年8月からは介護施設の部屋代や食事代を国が助成する補足給付も縮小され、同時に介護保険では初めて所得160万円以上の人の利用料を2割に引き上げる改悪が強行され、利用者やその家族に大きな負担となっているのであります。保険あって介護なし、と言われるサービス切捨てと、利用者負担の強化ではなくて、国庫負担引上げで、安心できる老後への施策こそ、進めるべきであるということ求めまして、本特別会計に対する討論と致します。

○委員（平原志保君）

議案第74号の決算認定について、賛成の立場にて討論いたします。介護保険は高齢者の生活を国民みんなで支える制度であります。平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度に当たりますが、制度の安定的な運営がなされたと考えています。その結果平成30年度の決算額は収入済額111億4,702万3,819円で支出済額は107億7,106万5,373円。その差額、形式収支は3億7,595万8,446円となっております。第1号被保険者の保険料は、保険料区分を引き続き9段階とし、低所得者の保険料負担軽減が行われております。その保険料徴収率については前年度より向上させていること。更には介護給付準備基金を7,000万円取り崩して、保険料の上昇を抑制する経費に充てていることは評価できる場所だと思います。また将来の介護保険給付費の増崇に備えて、介護給付費準備基金へ積立てが行われ、出納閉鎖日現在、その残高は5億7,869万7,556円となっていることについては理解できます。このほか介護予防・予防日常生活支援総合事業の実施、地域における包括的支援事業などの実施により、市民みんなで高齢者の生活を守る取組がなされております。以上のようなことから、議案第74号の決算認定については認定すべきものと申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第74号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第74号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第75号 平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第75号、平成30年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第75号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第76号 平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第76号、平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第76号、平成30年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論に参加します。私が本議案に反対するのは、本事業に導入されております受益者負担金の一括導入に対し支払われる前納報奨金についてであります。国分隼人地区公共下水道事業では下水道区域内に土地を所有する市民から、1㎡当たり430円の受益者負担金を徴収しております。この受益者負担金は5年分を一括して納付した場合、20%の報奨金を受けることができる制度が継続されているという問題があります。2018年度における現年度受益者負担金は、収入済額2,902万1,000円であります。一方、前納報奨金として報奨金は、支出済額で564万3,000円と報告されております。これまでの決算委員会等の議論の中で、受益者負担金対象者の85%が一括納入による2割の報奨費支払いであったことが報告されております。本制度はバブル期の1989年に国分隼人公公共下水道組合の発足によって受益者負担金の議論がなされ、制度として定着してきた歴史的経過があります。当時の1991年の預金金利を見ても、5年定期預金の金利は6.391%と紹介されております。当時は住民税や固定資産税などにも前納報奨金制度が設けられていた時代ではありました。早期に資金を回収して運用することで報奨金分を取り持つことができる時代であったことも歴史的事実であります。このような中で低金利時代を迎え、住民税等の前納報奨金制度は全て廃止されたのが今までの経過であります。現在の銀行金利はほとんど利子の付かない低金利であります。調べたところ、10月21日現在の金利は、期間を5年に定めた定期預金の税抜き後の金利で年利0.007%であり、ほとんど金利がつかない現状にあります。制度の見直しがこのようなかで求められております。受益者負担金、納入者、今回の決算審査の中では前納率は78%とのことでありましたが、これまで約85%が前納報奨金を受けているという現実を考えると、受益者負担金1㎡当たり430円は、実質344円で納められていることとなります。この制度の大きな問題は、一括納入できない所得の少ない市民に大きな負担を強いる結果になっているのではないかということでもあります。私は受益者負担金一括納入報奨金の20%現行制度を改めて、現実に納められている受益者負担金へと、負担金の引下げを提案してまいりましたが、いまだ見直しが行われておりません。そして、この矛盾が広がっている中にあります。それが本決算に反対する理由であることを申し上げまして、討論とさせていただきます。

○委員（松元 深君）

議案第76号、平成30年度霧島市下水道特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。下水道事業は国分・隼人の市街地や牧園地区の観光地等の汚水を処理し、快適な生活環境の確保、河川等の公共用水域の水質保全に資することを目的に実施されているものであります。また令和元年度からは、地方公益企業法の全部を適用し、下水道事業会計に移行されるため、平成30年度は年度末での打ち切り決算を含め、このような作業が行われております。平成30年度の決算は、歳入総額20億5,181万5,696円、歳出総額18億6,084万7,727円で、形式収支は1億9,096万7,969円。翌年度に繰り越すべき財源14万2,000円を差し引いた実質収支は、1億9,082万5,969円であります。実質収支は多額ですが、打ち切り決算のため、この金額は下水道事業会計に引き継がれるものであります。公営企業会計は独立採算性を目指す必要があります。現在では6億6,080万2,000円程度の一般会計からの繰入れが行われていますが、これを企業会計として、近い将来特に独立採算制がとれる下水道事業会計を目指すことを望んでいるところであります。また下水道事業は当然

継続していかなければならない事業でありますので、時期を見て計画の見直しも、しっかり念頭に置いて、継続事業として続けていく必要があります。受益者負担のうち、前納報奨金制度の件もありますが、確かに以前のバブル期に比べ、平均預金利息は大変低くなっておりませんが、審査の中で85%を超える方々が利用されているとの御報告もあります。これも継続した事業であります。1回限りの負担であります。担当職員の徴収業務がかなり軽減されていると思います。事業が継続しておりますので、公平性という意味からでも理解できる場所でもあります。現時点の制度の中では、全体的に見ても健全な財政運営がなされていると判断いたします。本決算について認定すべきであることを申し述べ、賛成討論と致します。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第76号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第76号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第77号 平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第77号、平成30年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第77号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第78号 平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第78号、平成30年度霧島市水道事業会計決算認定について自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第78号、霧島市水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論に参加いたします。2018年度の水道事業会計は、窓口業務等包括的業務委託が実施をされ、その水道料金システム構築業務委託の債務負担行為として、5,292万円を限度額として定めて、実施をされたところでもあります。また、水道事業包括的業務債務負担行為委託には、平成30年度から令和2年度を期間に、3億2,659万2,000円を予定額として、平成30年度予算にも1億1,966万3,000円の窓口業務包括委託料が計上さ

れて実施をされたところであります。今回の民間委託によって、窓口受付業務、検針業務、調定収納業務、滞納整理、給水停止業務など、市民の個人情報に関わる多くの情報が民間業者に集約されることになりました。その結果、2019年3月31日現在の職員数は、2018年同時期との比較で、業務グループ職員が7人も削減されているのであります。この業務委託は、平成27年2月に示されました集中改革プランを実行に移すものでありまして、これが本水道事業会計に反対する理由であります。市民の命の源であり、安心安全な水は、民間委託ではなくて公務の現場で働く職員によって確保すべきであることを指摘申し上げまして、本案に対する討論と致します。

○委員長（新橋 実君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。いらっしゃいますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第78号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第78号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第79号 平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（新橋 実君）

次に議案第79号、平成30年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第79号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第80号 平成30年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論に参加いたします。2018年度の工業用水道は、2018年度給水原価52円44銭に対して、供給単価48円17銭であり、1㎡当たり4円27銭安く、工業団地に供給しているところであります。その不足額272万

3,000円を一般会計から助成を行いまして、この水道会計が成り立っているところであります。一方、市民に対しましては、上水道給水原価91円33銭を132円22銭で供給しており、不平等と言わなければなりません。少なくとも給水原価に見合う供給をすべきであるというのが本決算に対する反対の理由でありまして、そのことを申し上げて討論とさせていただきます。

○委員（山田龍治君）

私は、議案第80号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論します。本市の工業用水道事業は、上野原テクノパーク内の立地企業等の産業基盤の確立のために、安定的に且つ低廉な水道を供給しており、平成30年度の年度末現在の給水件数は、前年度より1事業増えて、16社の22事業所となっております。本市の水道料金は、1 m³当たり45円ですが、委員会でも報告がありましたように、全国平均では1 m³当たり22円57銭、九州地区の地区内の平均では1 m³当たり22円89銭であります。これらに比べても、本市の金額は高い金額であります。今後、霧島市が更なる発展を目指すためには、企業誘致は大切な政策であり、そのような誘致しやすい環境整備も必要なものであると考えます。さらに、工業団地に企業を誘致するために、各自治体も政策的に工業水の価格設定をしていると考えます。また、施設整備も老朽化しており、今後、年次的に更新をしていく必要もあるため、一般会計からの補助金繰入れはやむを得ないものだと判断しております。以上、本決算について認定すべきものであると申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第80号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第80号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第81号 平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第81号、平成30年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第81号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第82号 平成30年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第82号、平成30年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なし認めます。採決します。議案第82号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第83号 平成30年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（新橋 実君）

次に、議案第83号、平成30年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なし認めます。採決します。議案第83号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（新橋 実君）

議案13件について、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。

○委員（宮内 博君）

今日もかなりの修正がありました。それで、なぜこういう間違いに気が付かないのかなというような部分の修正等も見受けられたところでもあります。実際、直前になって修正が配られるわけでありまして、十分に書類の審査そのものができるという弊害もありますし、決算で出されたものが本当に事実なのかどうかという疑いさえ抱かざるを得ないような内容も含まれているのではないのかなと私は思いました。人間がやることですので、間違いはあるとは思いますが、それにしても件数が非常に多いというのは、やはり執行部の中で、何らかの気の緩みがあるのではないのかなと指摘せざるを得ないわけでもあります。委員長報告の中にも、ぜひそのことは、皆さん共通の認識だろうと思しますので、そうでしょうかと確認をしていただいた上で、委員長報告に付け加えていただければと思います。

○委員長（新橋 実君）

今、宮内委員が言われましたけれど、今言われたようなことで、皆さん共通認識でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

分かりました。ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

今回の決算で分かったことが、多くの未済額、市民の方々にとっての滞納額というものが出ていました。このことの原因というのが、そもそも、滞納した場合の期限というものが決まっていないということなので、そこの部分を解決しない限り、また次の決算でも同じことの繰り返しだと思います。ここのところをしっかりと整備してもらいたいというのを付け加えてほしいです。

○委員長（新橋 実君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、それでは報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で、全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。

「閉 会 午後 5時03分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長

新橋 実